

人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



# 宿毛市振興計画

平成23年





 宿毛市振興計画  
平成23年



## ———— 宿毛市の未来のために ————

21世紀を迎えて10年が経過し、社会・経済状況が急速に変化する中、本市をはじめとする地方都市においては、少子・高齢化が進み人口減少や流出に歯止めがかからない状況となっています。

そうした中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへ、経済性や効率性優先からゆとりや生きがいへと変化しつつあり、豊かな自然環境や時間と空間にゆとりがある地方都市の良さが見直されてきています。

この計画は、本市が目指す「人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”」の実現に向け、これまでの計画を見直し、各種施策の連携や継続性を重視するとともに、さらに市民の皆様からの貴重なご意見やご提言を反映し、今後10年間の基本的な方向性をお示したものです。

今後とも、宿毛市の未来のために市民の皆様とともに活力に満ちた地域づくりを目指して参りますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成23年4月

宿毛市長 中西 清二

総論

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| <b>第1章 計画の性格と構成</b> ..... | <b>8</b> |
| 【1】計画策定の趣旨.....           | 8        |
| 【2】計画の性格.....             | 9        |
| 【3】計画の構成と目標年次.....        | 9        |

基本構想

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 将来の都市像</b> .....        | <b>12</b> |
| 子どもに夢を、青少年に希望を、お年寄りに安らぎを!..... | 12        |
| <b>第2章 都市づくりの基本目標</b> .....    | <b>14</b> |
| 【1】心豊かで個性に満ちたまちづくり.....        | 14        |
| 【2】明るく活気に満ちたまちづくり.....         | 14        |
| 【3】安らぎと潤いに満ちたまちづくり.....        | 15        |
| 【4】市民とともに進める開かれたまちづくり.....     | 15        |
| <b>第3章 目標年次のすがた</b> .....      | <b>16</b> |
| 【1】人口.....                     | 16        |
| 【2】産業構造.....                   | 17        |
| <b>第4章 施策の大綱</b> .....         | <b>18</b> |
| <b>第5章 計画実現のために</b> .....      | <b>20</b> |
| 効率的な行財政の運営の推進.....             | 20        |

基本計画

|                  |    |
|------------------|----|
| <b>教育</b>        |    |
| 幼児保育・教育.....     | 24 |
| 学校教育.....        | 26 |
| 青少年の健全育成.....    | 30 |
| <b>人権</b>        |    |
| 人権教育・啓発.....     | 32 |
| 男女共同参画社会.....    | 34 |
| <b>いきがい</b>      |    |
| 生涯学習.....        | 36 |
| 生涯スポーツ.....      | 38 |
| <b>文化</b>        |    |
| 芸術・文化活動.....     | 40 |
| <b>歴史・伝統</b>     |    |
| 歴史・伝統の継承.....    | 42 |
| <b>所得向上・雇用創出</b> |    |
| 農業振興.....        | 44 |
| 林業振興.....        | 48 |
| 水産業振興.....       | 52 |
| 商工業振興.....       | 56 |
| 観光振興.....        | 62 |



**健康づくり**

|        |    |
|--------|----|
| 保健     | 66 |
| 介護保険   | 68 |
| 医療     | 72 |
| 国民健康保険 | 74 |

**福祉**

|              |    |
|--------------|----|
| 児童福祉         | 76 |
| 母子、父子および寡婦福祉 | 78 |
| 障害者福祉        | 80 |
| 低所得者福祉       | 82 |
| 地域福祉         | 84 |
| 高齢者福祉        | 86 |
| 国民年金         | 88 |

**コミュニティ**

|               |    |
|---------------|----|
| コミュニティ形成・移住促進 | 90 |
|---------------|----|

**環境保全**

|         |    |
|---------|----|
| 地球温暖化対策 | 92 |
| し尿処理対策  | 94 |
| ごみ処理対策  | 96 |
| 環境・景観保全 | 98 |

**安全・安心**

|           |     |
|-----------|-----|
| 防災対策      | 100 |
| 治水対策      | 104 |
| 交通安全対策    | 106 |
| 防犯対策・消費生活 | 108 |

**社会資本・生活基盤整備**

|           |     |
|-----------|-----|
| 土地利用・都市計画 | 110 |
| 住宅環境      | 114 |
| 道路        | 116 |
| 港湾        | 118 |
| 公共交通      | 120 |
| 上水道       | 122 |
| 下水道       | 124 |
| 情報通信基盤    | 128 |
| 公共施設      | 130 |

**行政手法**

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 市民参加・広報            | 132 |
| 行財政運営              | 134 |
| 広域行政・関係機関連         | 138 |
| 宿毛市振興計画（基本構想）策定の経過 | 142 |
| 宿毛市政策審議会委員         | 142 |
| 宿毛市民憲章             | 143 |



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”

---

# 総論



# 第1章 計画の性格と構成

## ▶ 1 計画策定の趣旨

宿毛は、土佐でも早くから開けた集落で、文明年間には対明貿易の基地として繁栄した歴史あるまちであり、美しい自然と人情豊かで素朴な住民性を保持し、明治維新以後、我が国の発展のために活躍した多くの人材を輩出した由緒あるまちです。

また、気象的・地形的条件に恵まれて農林水産業を中心に各種産業が発展し、四国西南地域の中堅都市として繁栄する中で、昭和29年3月31日の町村合併促進法施行を機に宿毛・小筑紫・平田・山奈・橋上・沖の島の6か町村が合併し、面積284.79km<sup>2</sup>、人口32,500人余りを擁する宿毛市として誕生しました。

しかしながら、地理的条件、全国的な産業に関する動向などで産業基盤の整備が立ち遅れ、我が国の高度経済成長期には過疎化が進行しました。

昭和49年には、「80年代にふさわしい魅力ある宿毛市」の建設を目指して宿毛市総合開発計画基本構想を策定し、昭和52年には、国の第3次全国総合開発計画の課題地域に選定され、現在まで、高知西南中核工業団地の造成をはじめとした産業基盤、重要港湾や鉄道宿毛線などの交通運輸体系整備、公共下水道などの社会資本整備、福祉の充実、学校教育の振興に努めてきました。

しかしながら、21世紀へ突入して以降、我が国を取り巻く社会情勢は、先の読めない非常に混沌とした時代が続いています。

一方、市政を取り巻く環境も価値観の多様化や市民の行政に対するニーズの増大、複雑化など著しく変化してきています。

宿毛市がさらに豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、行政はもとより市民の心を一つに合わせた取り組みが必要であり、そのためにも、新たな発想と中長期的、総合的視点に立った発展の方向を定めることが重要です。

以上のような時代認識に立ち、このたび、今後10年間の宿毛市の望ましい発展の方向とまちづくりの指針となる新しい総合計画を策定するものです。



## ▶ 2 計画の性格

この計画は、本市が目指すべき基本的な方向や目標を定め、その目標を達成するために必要な施策を定めたものです。

計画の実現に向けては、市民の理解と協力がたいへん重要であり、かつ国、県等の協力が不可欠です。

このため、国、県等に対しては様々な施策における積極的な支援を要請するとともに、市民をはじめ市内の各種団体に対しては、計画の実現に向けて共に取り組んでいくことを期待するものです。

## ▶ 3 計画の構成と目標年次

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

### (1) 基本構想

平成32年を目標とする市政の発展方向を明らかにし、その目標に向かって取り組むべき基本的な課題と方策を示した長期構想です。

### (2) 基本計画

基本構想に基づき、中期的な実施目標を各部門ごとに体系化し、これを具体的に実現する手段を示したものです。

### (3) 実施計画

基本計画で定められた具体的方策を現実の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるものです。

### (4) 計画の期間

基本構想は、平成32年を目標年次とします。

基本計画は、平成27年を目標年次とします。

実施計画は、期間を3年とします。

### (5) 達成度の確認と計画の見直し

基本構想及び基本計画については、毎年達成度の確認を具体的な検証をもって行い、その結果を公表し、市民による確認を得ることとします。

達成度の検証結果は、次年度以降の基本計画、実施計画の実行に早急に反映させることとします。

また、社会情勢等の急激な変化により、基本構想及び基本計画を目標年次以前に見直しが必要となった場合は、所定の手続きを踏まえ、適宜、改訂するものとします。



## 基本構想



## 第1章 将来の都市像

▶ 子どもに夢を、青少年に希望を、お年寄りに安らぎを！

私たちのまち宿毛市は、みどりの宝庫篠山連峰、清流松田川、コバルトブルーの海にサンゴの映える沖の島・鵜来島、資源豊かな宿毛湾など四季を通じて豊かな自然に恵まれた都市であり、四国西南地域の表玄関として、国内はもとより海外との交流を目指している明るく活力に満ちたまちでもあります。

美しい自然と人情豊かで素朴な住民性、進取の気風と広い視野に立った自由な発想は、明治維新以後、我が国の近代化、発展のために活躍した多くの人材を輩出しました。

今日は、あらゆる分野において変化や進展が著しいことから、個性豊かで柔軟な発想のできる人材が求められています。

宿毛市は、美しい自然と先人の残された薫り高い文化と伝統を受け継ぎ、  
子どもたちが大きな夢をもち、  
青少年が明るく希望に満ちあふれ、  
お年寄りが安らぎに満ちた人生を送れる、

**「人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”」を目指します。**



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



## 第2章 都市づくりの基本目標

宿毛市の将来の都市像を実現するため、都市づくりに向けた4つの基本目標を定め、市民とともに総合的かつ計画的な行政を推進します。

### ▶ 1 心豊かで個性に満ちたまちづくり

本市は、明治維新以降様々な分野に多くの有為な人材を輩出した地域であり、人づくりは地域発展の基礎であるとの認識の上に立ち、今日まで教育の振興に努めてきました。

国際化や高度情報化、地方分権の進展が著しい現在においては、広い視野と新たな時代を切り拓いていく個性豊かで、創造性に富んだ人材の育成が求められています。

このため、教育環境・文化事業の取り組みの充実はもとより、あらゆる分野に男女がともに参画できるような社会の実現に向けた取り組み、また市民一人ひとりが生涯を通じた学習に自由に参加でき、子どもたちが次代の担い手となるような豊かな知性と個性、そして心豊かな人間性を育むことができるまちづくりを進めます。

### ▶ 2 明るく活力に満ちたまちづくり

本市の持つ豊かな自然的条件を生かした第1次産業の振興をはじめ、企業誘致等による新たな雇用の創出は、若者の定着化を図り活力ある地域社会を築くための重要な要件です。

このため、今後においても地場産業の育成と併せて、さらなる企業誘致にも積極的に取り組み、安定した所得を市民に保障するとともに、多様な産業の集積と都市的機能を兼ね備えた活力に満ちた生産都市を目指します。



### ▶ 3 安らぎと潤いに満ちたまちづくり

自然と調和した生活環境を構築していくことは、潤いに満ちた市民生活を確立していくために不可欠です。

本市は、温暖な気候と美しい海や緑豊かな山々など豊かな自然が残されており、この恵まれた自然環境を生かしたまちづくりを進めることが重要です。

このため、自然環境と共存できる地域開発を基本理念に、環境面の対策、各種社会保障の充実、防災・防犯対策の充実、港湾などの社会資本や情報基盤の整備により、子どもから高齢者まで全ての市民が安心して安全で健やかな生活が送れるまちづくりを進めます。

### ▶ 4 市民とともに進める開かれたまちづくり

「市民による市民のための市政」は、本市の市政運営の基本コンセプトです。

このため、市民ニーズに応えられる情報ネットワークや広報紙等による広報広聴機能の一層の充実を図るとともに、行政の持つ情報の公開を積極的に進め、市民の理解と協力を得ながら市民参加行政の確立に努めます。



## 第3章 目標年次のすがた

「市民一人ひとりの所得増加、福祉や教育などの充実による生活水準や市民生活の満足度を平成22年水準より向上させることを目標とします。」

### ▶ 1 人 口

本市の人口は、昭和30年代後半からの我が国の高度経済成長期に若者をはじめとして大都市圏への流出が顕著となり、出生数の減少と相まって著しく減少しました。

昭和50年以降は、社会情勢の変化や地域振興策により増減を繰り返していましたが、近年は減少傾向となっています。

今後は、全国的に少子高齢化が進行することが予想されていますが、地場産業振興や、宿毛湾港工業流通団地等へのさらなる企業誘致による新たな就業機会の創設をはじめ、四国横断自動車道の整備進捗や、宿毛湾港の利用・活性化による人・物の交流の活発化、道路などの都市機能・生活基盤の整備、社会保障の充実により、出生率の向上や若年層の定着を図ることから、平成32年の目標年次には、人口、中でもとりわけ若年層の比率を、平成22年の水準以上とすることを目標とします。

年齢別人口

| 区分      | 平成2年    |        | 平成12年   |        | 平成17年   |        | 平成22年                                |     | 平成32年                      |     |
|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------------------------------------|-----|----------------------------|-----|
|         | 実数値     | 構成比    | 実数値     | 構成比    | 実数値     | 構成比    | 実数値                                  | 構成比 | 実数値                        | 構成比 |
| 総人口     | 25,828人 | 100.0% | 25,970人 | 100.0% | 24,397人 | 100.0% |                                      |     |                            |     |
| 0歳～14歳  | 5,002   | 19.4   | 3,990   | 15.4   | 3,346   | 13.7   | 現在集計中<br>平成17年より人口は減少が、高齢化率は上昇が見込まれる |     | 平成22年と同程度以上の人口、若年層比率を目標とする |     |
| 15歳～64歳 | 16,448  | 63.7   | 15,759  | 60.7   | 14,547  | 59.6   |                                      |     |                            |     |
| 65歳以上   | 4,358   | 16.9   | 6,219   | 23.9   | 6,504   | 26.7   |                                      |     |                            |     |

国勢調査





## ▶ 2 産業構造

### (1) 産業別就業人口

第1次産業は、農林水産業の担い手の高齢化と相まって、農林水産物の価格の低迷等による先行き不安や労働力の他産業への流出等により後継者不足に拍車がかかり、今後においても就業人口の減少傾向は続くものと想定されるものの、農水産品の加工品製造やブランド化などを通じた生産量拡大、収益増加、林業の活性化により増加が見込まれます。

第2次産業は、公共工事の減少などにより建設業に減少が想定されるものの、地場産業振興やさらなる宿毛湾港工業流通団地への企業誘致等、就業機会の増大により増加が見込まれます。

第3次産業は、多種多様化する市民生活のニーズや都市機能の充実等により、若者層の定住化や、情報関連や福祉関係のサービス業を中心に今後もさらに増加が見込まれます。

各種産業について、我が国の人口減や急速に変化する社会に対応し、次の世代に引き継ぐため、今までの延長での取り組みだけでなく、世界も見据えながら、常に先を読んだ早急な取り組みを図ることとし、産業別就業人口は、平成32年の目標年次は、目標人口と同様、平成22年の水準以上とすることを目標とします。

#### 産業別就業人口

| 区分    | 平成2年   |       | 平成12年  |       | 平成17年  |       | 平成22年                                       |     | 平成32年                             |     |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---|-----|-----------------------------------|-----|
|       | 実数値    | 構成比   | 実数値    | 構成比   | 実数値    | 構成比   | 実数値   | 構成比 | 実数値                               | 構成比 |
| 就業人口  | 12,604 | 100.0 | 12,208 | 100.0 | 11,122 | 100.0 |   |     |                                   |     |
| 第1次産業 | 2,695  | 21.4  | 1,858  | 15.2  | 1,681  | 15.1  | 現在集計中<br>平成17年より就業人口全体と第1次産業、第2次産業の減少が見込まれる |     | 市全体の人口と同様に、平成22年と同水準以上とすることを目標とする |     |
| 第2次産業 | 3,367  | 26.7  | 3,328  | 27.3  | 2,318  | 20.8  |   |     |                                   |     |
| 第3次産業 | 6,539  | 51.9  | 7,021  | 57.5  | 7,109  | 63.9  |   |     |                                   |     |

国勢調査  
分類不能人口があるため、第1次産業～第3次産業の合計と就業人口が一致しない

### (2) 産業別純生産額

産業別純生産額も、産業別就業人口と同様に、平成32年の目標年次は、平成22年の水準以上とすることを目標とします。

#### 産業別純生産額

(単位：百万円)

| 区分    | 年度 | 平成2年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成32年                            |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|
| 総額    |    | 50,543 | 57,430 | 50,931 | 49,252 | 46,109 | 産業別人口と同様に、平成22年と同水準以上とすることを目標とする |
| 第1次産業 |    | 6,111  | 4,962  | 3,075  | 2,590  | 2,135  |                                  |
| 第2次産業 |    | 12,291 | 15,898 | 9,659  | 8,236  | 6,790  |                                  |
| 第3次産業 |    | 32,141 | 38,699 | 40,509 | 40,640 | 39,228 |                                  |

平成20年度市町村経済統計書

## 第4章 施策の大綱

理想とする都市づくりの4つの基本目標の実現に向けて、次の8つの施策の大綱を定め、それに基づく具体的な事業の積極的な展開を図ります。

### 1 個性豊かな子どもたちがすくすくと育つまち

「まちづくり」は「人づくり」を基本コンセプトに、子どもたちが心身ともに健康で、豊かな感性を持った人間として成長するため、学校教育における基礎学力の向上や情報リテラシーの向上はもとより、就学前教育を通じた道徳教育や体位体力の向上、青少年の健全育成など、次代を担う個性豊かでたくましい人材の育成に努めます。

### 2 心豊かで生きがいの実感できるまち

充実した豊かな人生を送るためには、生涯にわたって市民一人ひとりの日常生活における課題や目的に応じた学習を継続していくことが重要であることから、各種の学習やスポーツ活動等、生涯学習活動の充実を図るとともに、あらゆる分野で男女がともに参画できるような社会環境の整備など、全ての市民が大切にされ、差別のない心豊かで生きがいの実感できるまちづくりを目指します。

### 3 芸術を愛し文化を尊ぶ情緒あふれるまち

音楽演奏会や美術展、文化講演会などの文化事業を積極的に進めるなか、早くから開けた文化の地として、歴史と伝統の遺産を発掘・保護・保存するとともに、伝統の継承・発展にも努め、豊かな人間性と生きがいに満ちた潤いのある市民生活づくりに努めます。

### 4 躍動する産業とにぎわいのあるまち

特産品のブランド化、農水産品の加工品製造を通じ、本市の基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、中心市街地の活性化を核とした商業の振興、宿毛湾港工業流通団地へのさらなる企業誘致、高知西南中核工業団地の活性化などによる新たな雇用の創設、さらに豊かな自然と人材の活用した各種イベント、大型旅客船誘致等を通じて観光振興や交流人口の増加に努めるなど、活力に満ちた地域づくりを積極的に推進します。

### 5 健康で明るい毎日が送れるまち

市民一人ひとりが健康で安らぎのある幸せな生活を営むことができるように、健康づくりの推進や社会福祉の充実、コミュニティ形成の推進に努め、明るい地域社会を創造します。



## 6 美しい自然と調和する住みよいまち

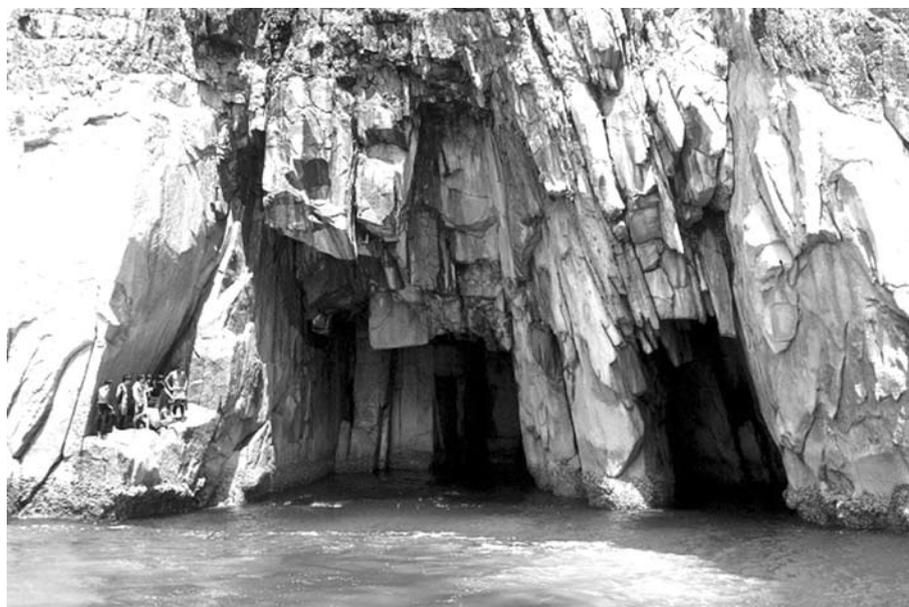
清流「松田川」や緑豊かな山々、コバルトブルーに輝く海など、市民に潤いと豊かさをもたらす美しい自然と調和した住みよい生活環境を整備するため、公共下水道の整備をはじめ、廃棄物の減量化や堆肥化工場の整備を推進するとともに、地球温暖化対策の取り組みや、自然環境の保全と保護思想の普及に努めます。

## 7 豊かで安全・快適な生活を送れるまち

近い将来に高い確率で発生が予測されている南海地震対策など、各種災害への対策や、適切な土地利用の推進、住宅環境や生活基盤の整備に努めるとともに、公共交通機関のネットワーク形成や港湾などの社会資本整備、さらに情報通信基盤整備を積極的に推進し、市民が安心して安全で快適な生活を送れるように努めます。

## 8 市民の創意と意思を反映できるまち

少子高齢化社会の到来によって増大する行政ニーズを的確に把握し、市政に迅速に反映させるため、組織・機構の簡素合理化、事務事業の見直し、さらに情報公開の推進や広報広聴体制の充実により、「市民による市民のための市政」を目指します。



## 第5章 計画実現のために

### ▶ 効率的な行財政の運営の推進

#### 1 行政の基本方針

平成18年に地方分権推進法が改正されたことに伴い、今後、地方自治体への権限委譲が進み、地方分権の流れが一層強まる状況にある中、社会情勢に目を転じて、不透明な景気の先行き、少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展、また、生活の質的変化や環境への関心の高まりなど、市民の行政に対するニーズはますます多様化かつ複雑化する傾向にあります。

今後も、こうした行政ニーズへの対応や、雇用や社会保障の充実・向上のための新たな施策への取り組みが強く求められてくることから、地域振興に向けたさらなる企業誘致はもとより、行政組織や機構の見直しをはじめ、職員の意識改革や能力開発、事務事業の一層の効率化を図り、自立的で柔軟な行政執行を推進します。

#### 2 財政の基本方針

景気低迷の影響を受け、全国的に地方公共団体の財源の根幹をなす税収入の確保が非常に厳しい状況が依然として続いています。

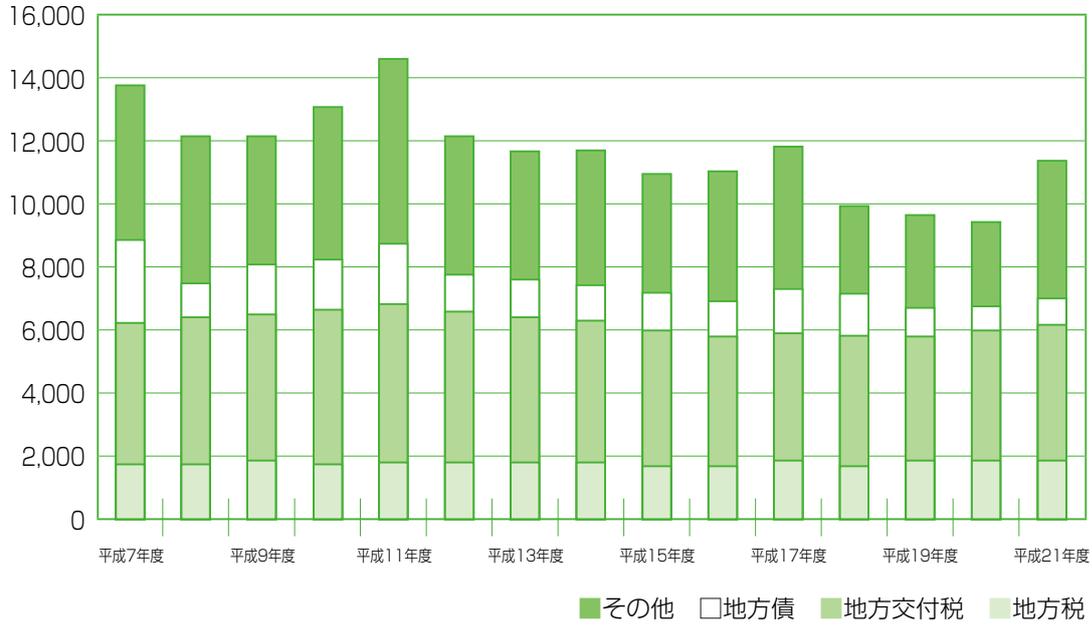
他方、行政ニーズの多様化等に伴い歳出は増加傾向にあり、本市では経常的経費の節減、事務事業の見直し等を実施し、経費の節減に努めているところです。今後も引き続き業務の民間委託の導入などにより、財政の健全化を図っていきます。





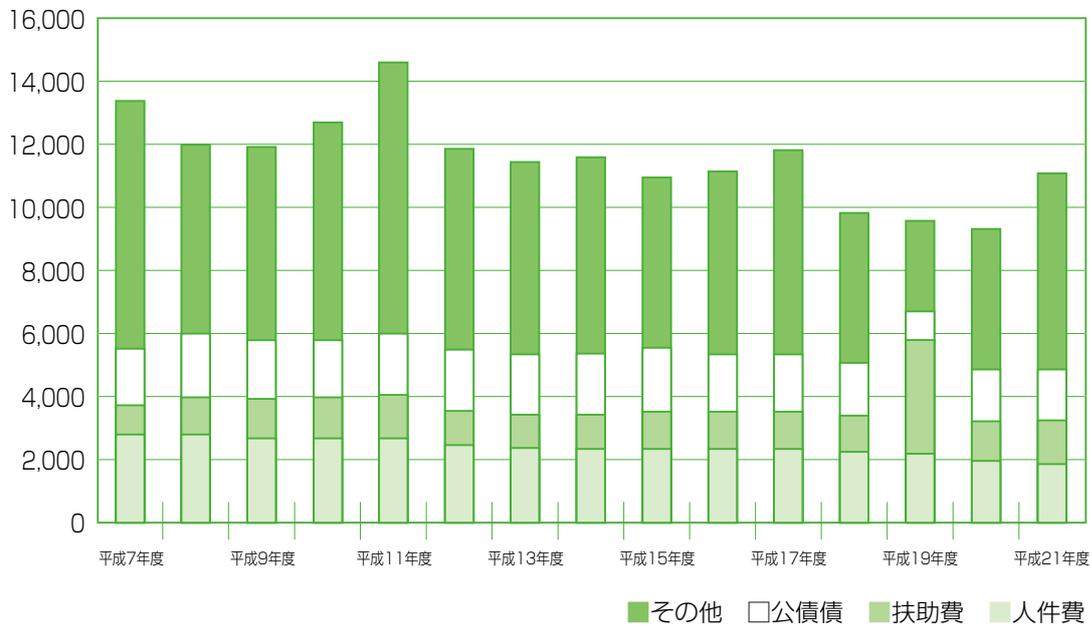
金額  
(単位:百万円)

歳入の推移

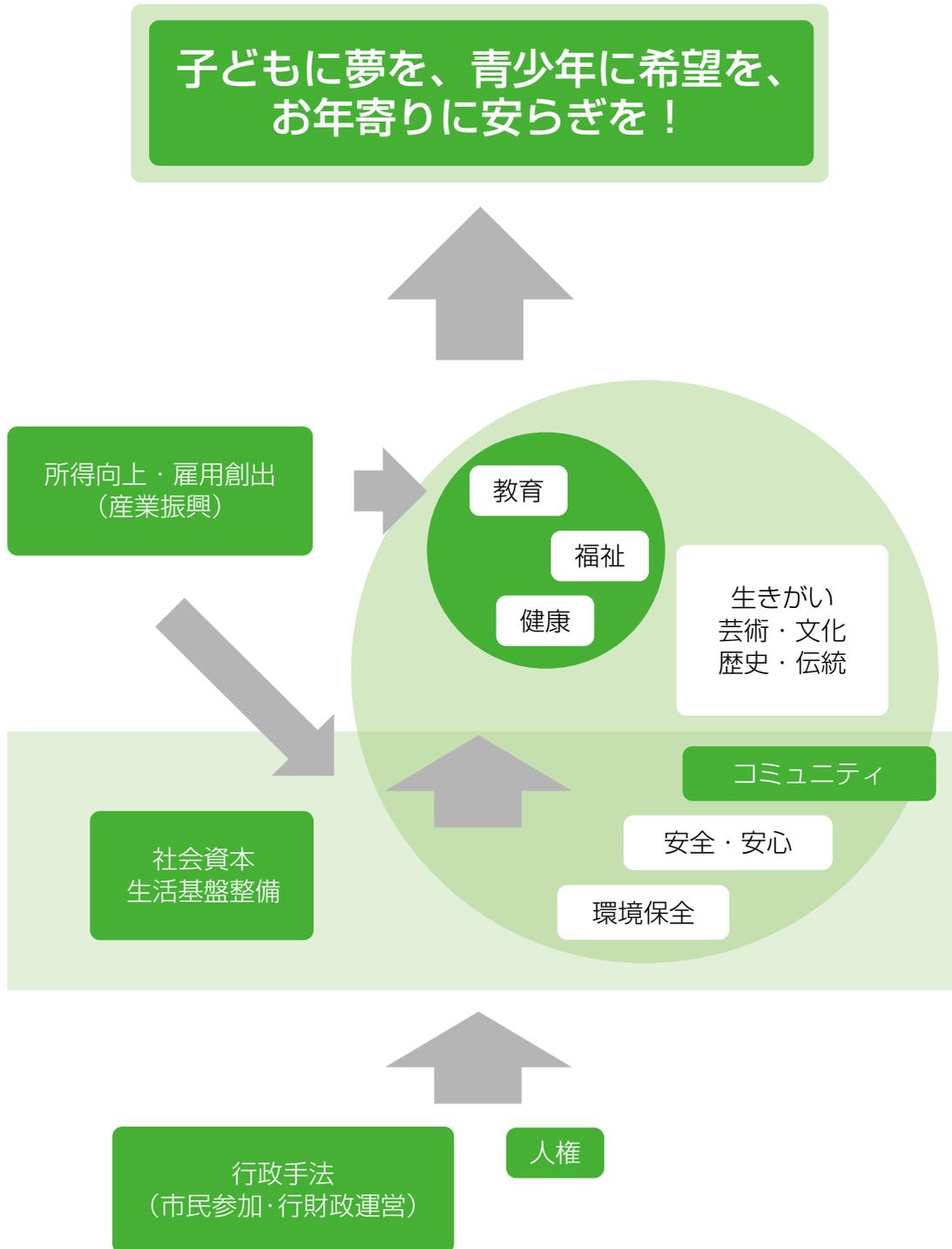


金額  
(単位:百万円)

歳出の推移



「宿毛市振興計画」施策関係図(模式図)



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”

## 基本計画



目標：1 | 大綱：1 | 主務課：福祉事務所

## 幼児保育・教育

### 現況と課題

本市には、私立幼稚園が1園、公立保育所が11園（内1園は休園中）、私立保育所が2園あり、豊かな人間の育成に取り組んでいます。

施策面では、幼児教育の重要性と学童教育振興の立場から幼稚園、保育所と小学校の連携強化に努めています。

今後も、さらに幼稚園、保育所と小学校の連携を強化し、家庭や地域社会との連携も保ちながら、子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣を身に付ける指導を充実するとともに、家庭の教育力を高めていくことが必要です。

宿毛市の保育所・幼稚園の状況

|                  | 児童数  |
|------------------|------|
| 公立保育所11園(うち1園休園) | 401人 |
| 私立保育所2園          | 179人 |
| 私立幼稚園1園          | 96人  |

平成22年4月1日現在

### 基本方針

幼児段階からの豊かな人間性の育成を図るため、「宿毛市次世代育成支援行動計画」に沿って、子どもの健康や適正、能力の発達に合わせ、遊びを中心とした生活を通して、個性を尊重しながら、関係機関や地域・家庭の連携による総合的な幼児の保育・教育の充実に努めます。





## 計 画

### ① 子どもに応じた保育・教育の充実

子どもの健康や適正、能力の発達に応じた、きめ細やかな幼児保育・教育の充実を図ります。

### ② 子育て支援の強化

子育て支援センター、幼稚園・保育所・小学校と家庭、地域と連携し、子育て支援の強化を図ります。

### ③ 幼児期の健康活動・道徳指導等の充実

心身の健康を培う活動を積極的に取り入れ、本市の自然などの環境も活かしながら、幼児期にふさわしい体験や道徳性を身に付ける指導を充実します。

### ④ 家庭教育の充実

教育の原点は家庭にあるという観点から、必要に応じて、各種福祉施策により家庭環境への支援も行いながら、家庭教育の充実を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 次世代育成支援対策交付金事業（毎年度）【全般】  
（発達の気になる園児を対象とした各家庭訪問（適宜）【③、④】）
- 認可外保育施設支援事業（毎年度）【①～③】
- 保育士研修等事業（毎年度）【①、③】
- 多子世帯保育料軽減事業（毎年度）【②】
- 家庭教育手帳の配布（母子手帳交付時、ブックスタート事業）【①、③、④】
- 子育て講演会の実施（適宜）【①、③、④】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～26年度）

目標：1 | 大綱：1 | 主務課：学校教育課

## 学校教育

### 現況と課題

本市の児童・生徒数は下表のとおりであり、全ての小中学校において減少していて、複式学級が小学校で5、中学校で1学級となっています。

このような状況から、平成21年度に定めた「宿毛市学校再編計画」に基づき、学校の再配置を含めた教育環境の整備を図る必要があります。

平成18年度には、教育基本法が改正され、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性の育成を図ること、伝統を継承し新しい文化の創造を目指す教育を推進することなどが打ち出されました。これに合わせて、学校教育法など教育三法も改正され、平成23年度からは学校現場に直接影響を及ぼす学習指導要領が改訂されることとなり、ゆとりでも詰め込みでもない、知識、道徳、体力のバランスのとれた「生きる力」の育成の実現が目指されることとなる見込みです。

これを踏まえ本市においても、学力の向上はもとより道徳教育や体力の向上にも重点を置くとともに、子どもの個性が活かされるように、教育の弾力化や指導方法の改善に努め、不登校や問題行動への対応、体験学習の充実、学校・家庭・地域との連携の推進など、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進に一層努める必要があります。

また、社会の情報化が進む中、インターネットや、電子黒板等のIT環境整備を実施しており、教員も含めた情報活用能力の向上も重要です。さらに、国際化、環境問題の深刻化などの、社会の変化に対応できるたくましい人材育成のための教育の推進がますます求められています。

学校数、児童・生徒数の推移

|     |        | 平成17年  | 平成22年  |
|-----|--------|--------|--------|
| 小学校 | 学校数    | 12校    | 10校    |
|     | 児童数    | 1,470人 | 1,144人 |
| 中学校 | 学校数    | 7校     | 6校     |
|     | 生徒数    | 672人   | 667人   |
| 合計  | 学校数    | 19校    | 16校    |
|     | 児童・生徒数 | 2,142人 | 1,811人 |

各年ともに5月1日現在  
休校中（小学校1校）の学校を含む



## 基本方針

知、徳、体の調和のとれた「生きる力」の育成を目指し、各学校が「特色のある教育」を展開するとともに、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが夢と希望を持って、のびのびと学習や生活ができるような学校づくりと、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

また、教職員として基礎・基本はもとより、豊かな人間性や幅広い視野を身につけるなどの資質、指導力の向上に取り組みます。

## 計 画

### ① 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

道徳教育、人権教育、体験活動を充実させるとともに、体力・運動能力の向上を推進します。

### ② 次代を生き抜く力や資質を身に付ける教育の推進

確かな学力の向上はもとより、国際理解教育、情報教育、環境教育を推進します。

### ③ 障害のある子どもたちの社会参加と自立支援

障害の状態に応じた就学、相談・指導に努めます。

### ④ 家庭、地域と連携した学校づくり

地域社会が一体となって育成できるよう、家庭、地域と連携しながらともに支えていける学校づくりに努めます。

### ⑤ いじめ・不登校・問題行動等への対応

原因を究明しそれぞれの事象ごとに適切な対応と指導を行うとともに、各種相談員（ソーシャルワーカーなど）を配置するなど相談体制の充実に努めます。

### ⑥ 環境変化に伴う問題への対応の充実

教育環境の変化に伴う様々な問題に対応するため、各種研修を充実し、教職員の意識改革や資質の向上に努めます。

### ⑦ 教育環境の充実

複式学級の解消や適正規模の学校配置について、地域、保護者等の理解を得ながら、学校の再編成に取り組めます。

### ⑧ 食育の充実

食育は、心身の健全育成の根幹と位置づけ、学校と家庭がともに食育の大切さを共通認識し、望ましい食習慣の形成に努めます。

### ⑨ 安全・安心な教育環境の整備推進

校舎等の耐震化や改築などを推進します。

目標値

- 全国学力・学習状況調査において、全国平均を目指す。
- 不登校児童生徒の人数を前年度から減少させる。

↑いずれも具体的な数値は公表不可。

達成度確認の際は、変化量・割合などで評価する。

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 外国語活動推進事業（平成23年度以降も予定）【②】
- 到達度把握・授業評価システム推進事業（平成23年度以降も予定）【②】
- コミュニティスクール推進事業（平成21年度～）【④】
- 中学校学力向上のための学校重点支援事業（平成23年度以降も予定）【②】
- 学校支援本部事業（平成23年度以降も予定）【全般】
- エキスパート派遣事業（平成23年度以降も予定）【①、②】
- スクールソーシャルワーカー派遣事業（平成23年度以降も予定）【⑤】
- スクールカウンセラー派遣事業（平成23年度以降も予定）【⑤】
- 子どもと親の相談員派遣事業（平成23年度以降も予定）【全般】
- 公立学校施設整備費国庫負担事業（平成23年度以降も予定）【⑦、⑨】
- 安心・安全な学校づくり交付金（平成23年度以降も予定）【⑦、⑨】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 宿毛市学校再編計画（平成22年度～31年度）



目標：1 | 大綱：1 | 主務課：学校教育課 | 関係課：生涯学習課

## 青少年の健全育成

### 現況と課題

今日の青少年を取り巻く社会環境は、生活水準の向上や物質的な豊かさがもたらされた反面、地域のつながりの希薄化、価値観の変化、家庭形態の変容、高度情報化など、めまぐるしい変化のなかで、青少年の成長過程に様々な影響が及んでいます。

このような社会状況の中で、次の時代の担い手となり、未来をつくり支えていく青少年は社会のかけがえのない一員であり、心身ともにたくましく健やかな成長を促すため、市民総ぐるみによる青少年の健全育成に努めることが必要です。

宿毛署管内 不良行為少年 補導状況 (単位：人)

|       | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学生   | 2     | 1     | 2     | 3     |
| 中学生   | 15    | 5     | 13    | 1     |
| 高校生   | 56    | 121   | 62    | 36    |
| 各種学校生 | 2     | 0     | 1     | 0     |
| 有職少年  | 12    | 9     | 4     | 7     |
| 無職少年  | 9     | 12    | 5     | 10    |
| 総 数   | 96    | 148   | 87    | 57    |

宿毛市における非行少年等 検挙・補導状況 (単位：人)

|           | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 犯罪少年      | 10    | 12    | 11    | 19    |
| 触法少年      | 1     | 5     | 1     | 6     |
| 特別法犯少年    |       |       | 1     | 0     |
| ぐ犯・不良行為少年 | 73    | 102   | 60    | 36    |
| 総 数       | 84    | 119   | 73    | 61    |

※犯罪少年…14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

※触法少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

※特別法犯少年…刑法等に規定する罪以外の罪（覚醒剤取締法や青少年保護育成条例等の特別法に規定する罪）を犯した犯罪少年

※ぐ犯・不良行為少年…喫煙、深夜徘徊等の理由で補導された少年

### 基本方針

次世代の本市を支える人材をはぐくむため、青少年一人ひとりを大切に、地域、学校、家庭などが協力して、環境整備や、様々な人々と交流し研鑽を積む機会を充実させ、市民総ぐるみで健全育成、非行防止活動を推進します。



## 計 画

### ① 関係機関との連携の強化

青少年の非行防止のため、早期発見、早期指導を目的として関係機関と連携を強化します。

### ② 家庭・地域との連携と環境整備の充実

家庭の教育力や疎遠になりつつある地域の繋がりなどの向上と、子どもたちの安全な居場所づくりを図ります。

### ③ 社会参加の機会の充実

清掃活動やスポーツ・文化展、キャンプや親子交流事業などを行い、自然環境の大切さとボランティア精神を養うとともに、世代間交流を図りながら社会参加の促進を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 宿毛市家庭教育支援基盤形成事業（平成23年度以降も予定）【②】
- 高知県放課後子どもプラン推進事業補助事業（平成23年度以降も予定）【②】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：1 | 大綱：2 | 主務課：人権推進課 | 関係課：生涯学習課

## 人権教育・啓発

### 現況と課題

本市においては、平成6年に「人権擁護都市宣言」決議や平成11年の「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」制定、平成12年の「人権教育のための国連10年」宿毛市行動計画の策定、平成16年同行動計画の終了に伴い、進捗状況及び現状と課題の総点検の結果や、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律などにに基づき、平成18年に「人権施策に関する宿毛市総合計画」を策定しました。

これに基づき、市民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるため、あらゆる人権問題の解消に向けた人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

しかし、依然として、多くの人権問題が存在しており、引き続き課題解消に向けた教育、啓発並びに人権侵害への適切な対応が必要です。

#### －人権問題の例－

○同和問題 ○女性 ○高齢者 ○子ども ○障害者 ○外国人 ○HIV感染者  
(差別、虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、  
ストーカー、パワー・ハラスメント、インターネットや携帯電話による人権侵害等)

### 基本方針

一人ひとりの人権が尊重され、全市民が人権問題について正しい認識と理解を深め、実践と行動による差別のない社会づくりを目指して、様々な機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。



## 計 画

### ① 教育・啓発活動の推進

基本的人権に関わる問題に対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

### ② 職場、家庭、地域での教育の推進

各関係機関と連携し、人権教育推進組織などを育成し、職場、家庭、地域への人権教育を推進します。

### ③ 「人権週間」などにおける啓発活動の推進

「部落差別をなくする運動強調旬間」や「人権週間」を中心に、人権擁護団体や人権教育推進団体と連携を図り、啓発活動を推進します。

### ④ 指導者の育成

人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 「部落差別をなくする運動強調旬間」における啓発事業（毎年7月）【全般】
- 「人権週間」における啓発事業（毎年12月）【全般】
- 隣保館地域交流事業及びデイサービス事業（各月1回）【全般】
- 人権啓発講演会（適宜開催）【全般】
- 人権教育推進講座（適宜開催）【全般】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 人権教育・啓発に関する基本計画（法務省、平成14年3月策定）
- 高知県人権施策基本方針（平成12年3月策定）
- 人権施策に関する宿毛市総合計画（平成18年3月策定）

目標：1 | 大綱：2 | 主務課：人権推進課 | 関係課：生涯学習課

## 男女共同参画社会

### 現況と課題

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画への取り組みにより、一定の成果は見られるものの、家庭や職場、地域においては、まだまだ性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が残されており、そのことが様々な男女差別を生み出す一つの要因になっています。

家庭や職場などにおける、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）や女性への暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの問題も、男女が共同して社会に参画する大きな妨げとなっています。男女それぞれのよさを生かし、お互いの役割を尊重しあえる社会をつくることが大切です。

今後も、男女の別なく、人権が保障され、いろいろな分野へ共に参画していくためには、家庭や職場、地域において、日常生活の矛盾点や慣行について考え、意識と行動を変えることが重要であり、男女共同参画についての教育・啓発の充実が必要となっています。

### 基本方針

男女の人権が平等に尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現のため、「すくも男女共同参画プラン」に基づき教育・啓発活動に努めます。





## 計 画

### ① 普及・啓発活動の充実

一人の人間としてお互いを尊重し、お互いの個性を認め合うことができるよう、また、社会制度や慣行による従来の役割分担意識を見直すため、広報紙や講演会を通じて男女共同参画社会実現の普及・啓発に努めます。

### ② DV、セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供の充実

DVなど女性に対する暴力やセクハラ行為の防止などについて、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。

### ③ 女性の積極的な社会参画の推進

政策の方針や立案及び決定の場への女性の積極的な参画と女性の地位向上のための啓発を推進します。

### ④ 子育て支援体制等の啓発の充実

子育て、介護支援体制などの啓発に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 講演会開催（適宜）【全般】
- 市広報紙等を通じた情報提供【全般】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 男女共同参画基本計画（第3次＝内閣府、平成22年12月閣議決定）
- こうち男女共同参画プラン（高知県、平成23年度～平成27年度）
- すくも男女共同参画プラン（平成16年3月策定）

目標：1 | 大綱：2 | 主務課：生涯学習課

## 生涯学習

### 現況と課題

生涯学習は、生涯にわたり学び続けることを通じて、豊かな人間性を育み、新しい知識や能力を、市民が主体的に自らのものとすることを目指し、学習機会を提供してきました。

一方、地域の学習拠点としての宿毛文教センターの役割は重要となっていて、地域の人材の活用と育成、さらにはまちづくりの視点などから新しい役割が求められています。

今後も、生涯学習における学習課題について関係機関や団体が共通認識のもとに連携し、宿毛文教センターなどの各施設のそれぞれの特長・機能を活用した生涯学習の機会の充実や学習情報の提供などを図る必要があります。

社会教育施設利用者数一覧表

(単位：人)

| 施設名   | 平成18年   | 平成19年  | 平成20年   | 平成21年   |
|-------|---------|--------|---------|---------|
| 中央公民館 | 53,679  | 66,300 | 71,393  | 69,715  |
| 坂本図書館 | 102,604 | 98,926 | 101,459 | 101,560 |
| 宿毛歴史館 | 2,164   | 2,529  | 1,701   | 1,976   |

公民館サークル数

|       | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| サークル数 | 39    | 44    | 44    | 43    |

### 基本方針

市民の自主的な学習を支援し、多様化する学習ニーズに的確に対応するため、宿毛文教センターなどを活用するとともに、自然や歴史的資産を活かした学習機会の充実や学習情報の提供、学習リーダーの養成などを通じた環境整備を推進します。

また、広報紙やホームページ等を積極的に活用して情報提供を行い、市民の参加を促進するよう努めます。



## 計 画

### ① 生涯学習のまちづくりの推進

広く市民に対して、関係団体と連携しながら、生涯学習の重要性の周知と学習情報の提供に努めながら、生涯学習の充実したまちづくりに取り組めます。

### ② 学習リーダーの養成及び分館活動の強化の推進

市民の生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習活動の拠点でもある宿毛文教センターを核として、学習リーダーの養成並びに分館活動を強化するための研修体制の整備を図ります。

### ③ 図書館サービスの拡充

他の図書館との連携などによりサービス網の確立を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- ぶれーらん科学塾（平成7年度～）【①】
- ブックスタート（※）（毎月1回）【①】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成22年度～26年度）

※ブックスタート：7か月の乳児と保護者を対象として、乳児検診時に絵本の読み聞かせを行っています。

目標：1 | 大綱：2 | 主務課：生涯学習課

## 生涯スポーツ

### 現況と課題

本市においては、市民が健康維持や体力増進をはじめ、心の健康、精神的充足などで明るく活気に満ちた生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催や、陸上競技場や屋内、屋外の各スポーツ施設の整備により、生涯スポーツの機会の充実を図っています。

また、平成19年度には、総合型地域スポーツクラブ「スポレクすくも」を立上げ、NPO法人宿毛市体育協会と一体となり、生涯スポーツの振興に取り組んでいるところです。

現在は、高齢化社会を迎え、多世代、多種目、多様性など、スポーツ愛好者の年齢幅の拡大やスポーツニーズの多様化により、指導者の育成などが求められています。

#### ー主な定期スポーツイベントー

- 宿毛花へんろマラソン（平成20年～、3月開催）  
（参加者数 20年度 983人、21年度 1,148人）
- 宿毛花へんろウォーク（平成21年～、1月開催）  
（参加者 100人）
- 早春健全育成ジュニア駅伝大会（平成18年～、2月開催）  
（平成19年度 18チーム、平成20年度 29チーム、平成21年度 33チーム）
- 県民スポーツフェスティバル（県主催、各種スポーツ大会への参加）  
（毎年約11種目に約100名出場、7月～11月開催）

### 基本方針

健康で明るく活気に満ちた市民生活の実現のため、市民が一人1種目以上のスポーツを楽しみ、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる「市民総スポーツ運動」の促進や指導者育成支援、各種施設の設備の維持・拡充を推進します。

また、市民に多くのスポーツへの参加や、触れる機会を充実させるため、「宿毛花へんろマラソン」などの各種大会を定期的に行い、拡充するとともに、スポーツチームのキャンプ誘致や、各種大会の誘致も促進します。



## 計 画

### ① 各種スポーツ大会開催及び各種施設の設備の維持・拡充

多種多様化する市民のスポーツへのニーズに対応し、「市民総スポーツ運動」を促進するため、各種スポーツ大会を開催するとともに、宿毛市総合運動公園などの各種施設の設備の維持・拡充を推進します。

### ② 関係団体への支援

スポーツ人口の拡大、選手の育成のため、総合型地域スポーツクラブ「スポレクすくも」、NPO法人宿毛市体育協会を支援します。

### ③ 指導者の育成支援

スポーツ指導者を育成・確保するため、研修会や実技指導講習への支援を行います。

### ④ 地域・学校との連携の促進

各地域でのスポーツ振興のため、地域や学校の連携を促進します。

### ⑤ スポーツ関連情報の提供の充実

イベントや施設などのスポーツ関連情報の提供を充実します。

### ⑥ キャンプや大会誘致の促進

関係団体などと連携し、各種施設へのスポーツチームのキャンプや、各種大会の誘致を促進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 宿毛花へんろマラソン開催（毎年）【①】
- 宿毛花へんろウォーク等の開催（毎年）【①】
- 市長杯各種大会開催（毎年、サッカー、野球、ビーチスポーツなどを実施）【①】
- NPO法人宿毛市体育協会補助事業（平成17年度～）【②】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：1 | 大綱：3 | 主務課：生涯学習課

## 芸術・文化活動

### 現況と課題

本市では、芸術・文化の振興を図り、市民が本物に触れる機会を多くするため、美術展覧会や宿毛市出身のアーティストによる音楽演奏会等を開催しています。

市民の自ら行う芸術・文化活動の関心が高まっているため、宿毛文教センターを中心に宿毛市文化協会などの関係諸団体と連携を図りながら、芸術・文化事業に対して、さらに多くの市民の参加を促す取り組みが必要となっています。また、今後は近隣市町村との共同開催など広域的な取り組みも必要です。

#### ー主な定期イベントー

宿毛市美術展覧会（昭和40年～、10月開催）

オールドパワー文化展（平成8年～、10月開催）

宿毛市芸術祭（昭和48年～、11月開催）

### 基本方針

市民が本物の芸術・文化に触れる機会を増やし、関心をより高めるため、宿毛市文化協会などの関係団体や周辺市町村との連携も図りながら、芸術・文化事業の開催や、市民自らの活動や指導者の養成を積極的に支援します。





## 計 画

### ① 市民活動・指導者の養成への支援

宿毛市文化協会などの関係諸団体との連携を図り、市民自ら行う芸術・文化活動や指導者の養成を積極的に支援します。

### ② 芸術・文化事業開催の充実

市民のニーズを把握し、国・県等の各種支援・補助事業も活用しながら、優れた芸術・文化事業を開催します。

また、本市の単独開催だけでなく、近隣市町村との共同開催についても検討していきます。

### ③ 芸術・文化団体の組織強化

芸術・文化団体の組織強化と充実を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 美術展覧会開催（毎年）【②】
- オールドパワー文化展開催（毎年）【②】
- 宿毛市出身者による音楽演奏会（適宜）【②】
- 宿毛市文化協会運営補助事業（毎年）【①、④】
- 宿毛市芸術祭開催（毎年）【②】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：1 | 大綱：3 | 主務課：生涯学習課

## 歴史・伝統の継承

### 現況と課題

歴史や伝統及び指定文化財は、先人から受け継がれてきた地域の貴重な資産です。

これらを保護・保存するとともに後世に伝えることは、我々の責務であると同時に、先人の貴重な遺産を通じて郷土を知り、個性豊かな新しい地域の未来を創造していくために必要となっています。

主な指定文化財

|        | 文化財名       | 指定年月日      | 所在地   |
|--------|------------|------------|-------|
| 国指定文化財 | 延光寺の銅鐘     | 昭和16年7月3日  | 平田町中山 |
|        | 浜田の泊り屋     | 昭和32年6月3日  | 山奈町芳奈 |
|        | 宿毛貝塚       | 昭和32年7月27日 | 貝塚    |
| 県指定文化財 | 高知坐神社本殿    | 昭和30年2月15日 | 平田町戸内 |
|        | 出井の甌穴      | 昭和39年8月8日  | 橋上町出井 |
| 市指定文化財 | 野中兼山遺族の墓地  | 昭和36年6月10日 | 宿毛字西山 |
|        | 野菜祭り（ヤーサイ） | 昭和38年7月24日 | 平田町戸内 |

### 基本方針

地域に残された貴重な資産である歴史・伝統を後世に残すため、関係団体と連携しながら、歴史・伝統の重要性を周知し、発掘、保護、保存並びに継承、発展に努めます。





## 計 画

### ① 愛護思想の普及促進

宿毛歴史館を核に、より開かれた歴史館づくりを進めながら、歴史資産の発掘、保護・保存・周知に努めることを通じて、愛護思想の普及を促進します。

### ② 伝統行事の伝承の推進

地域に残された伝統行事を後世へ伝承するため、様々な媒体での記録・保存に努め、広く公開に努めます。

### ③ 関係諸団体への支援

歴史探求や文化財愛護を志向する団体の発展を支援します。

### ④ 歴史・伝統の継承の体制づくり

本市にゆかりのある県外の関係団体や機関と交流を深めることを通じて、継承するために必要な体制の充実を図ります。

### ⑤ 文化財の周知啓蒙活動の推進

冊子「宿毛の文化財」（刊行済）や、ホームページ、記念碑を活用して、指定文化財の保護、保存を念頭に周知啓蒙活動を推進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 企画展実施（毎年）【①、②】
- 伝統的祭り映像の撮影・保全・活用（適宜）【②、⑤】
- 民具の整理、活用（適宜）【①、②、③】
- 歴史講座（出張形式含む）開催（毎年）【①、②、③、⑤】
- 「宿毛の歴史を探る会」、「宿毛市文化財愛護会」、「梓会」等の支援（適宜）【④】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 宿毛市中心市街地活性化基本計画（平成23年度中申請予定）

目標：2 | 大綱：4 | 主務課：産業振興課

## 農業振興

### 現況と課題

本市の農業生産は、米作を中心に畜産やオクラ、ブロッコリーなどの露地野菜、小ネギ、ミョウガなどの施設野菜、文旦、小夏などの果樹が主要作物となっています。

農業を取り巻く状況は、価格の低迷、消費者の健康・安全志向の高まりや、流通の多様化、消費の伸び悩み等を背景に年々厳しさを増してきています。

農地については、農地利用の合理化などを目的とした集落営農の取り組みが行われているものの、市街地周辺の整備に伴い宅地化や商業地化を目的として農地からの転用が行われており、依然として後継者不足・高齢化などから耕作放棄地の増加が予想されています。

このような現状の中、地域に根ざした地産地消の活動や、柑橘類の一種である「直七」を新たな地域資源として活用し、加工品製造・販売の増強による生産量拡大を図るため、平成22年9月には搾汁工場が整備されるなど、これらを通じた耕作放棄地の再生・利用や雇用の創出など新たな取り組みもみられます。

こうしたことから、優良な基幹作物の生産振興や、農業生産に必要な農地を確保し、有効利用できるよう、効率的かつ安定的な農業経営を営む事業者に対して農地の利用集積や集落営農を促進する必要があります。

農家数の推移

| 年次    | 区分 | 農業家数  | 専業農家数 | 兼業農家数 |     |       |
|-------|----|-------|-------|-------|-----|-------|
|       |    |       |       | 第1種   | 第2種 |       |
| 昭和60年 |    | 1,661 | 341   | 1,320 | 282 | 1,038 |
| 平成2年  |    | 1,331 | 326   | 1,005 | 232 | 773   |
| 平成7年  |    | 1,135 | 277   | 858   | 211 | 647   |
| 平成12年 |    | 801   | 245   | 556   | 113 | 443   |
| 平成17年 |    | 643   | 224   | 419   | 111 | 308   |
| 平成22年 |    | 552   | 217   | 335   | 92  | 243   |

農林業センサス

※第1種兼業農家：所得の主が農業である兼業農家

※第2種兼業農家：所得の従が農業である兼業農家

### 基本方針

農家の所得向上や後継者不足解消、耕作放棄地の増加防止のため、農業を魅力ある新たな成長産業として位置づけ、集落営農組織及び担い手の育成や、地域特性を活かした特産品の開発、加工品増産を通じた生産量拡大、地産地消活動などを支援・促進します。



## 計 画

### ① 担い手の育成・確保の促進

認定農業者制度を活用し、意欲と能力のある担い手の育成・確保を促進します。

### ② 集落営農組織の育成及び法人化の促進

耕作放棄地の増加防止のため、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは担い手として位置づけ、集落営農組織の育成・法人化や、機械の共同購入により低コスト化を促進します。

### ③ 女性の地域リーダー参画の促進

農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の地域リーダーとしての参画を促進します。

### ④ 農地利用調整の促進

農業委員会において農地の利用調整を推進するとともに、意欲ある担い手への農地の利用集積を促進します。

また、新しい農地利用のニーズを把握し、必要に応じて対応策を講じます。

### ⑤ 堆肥の有効利用の促進

地域内資源の循環利用を進めるため、耕畜連携により堆肥の有効利用を促進します。

### ⑥ 需給調整システムの構築

農業者・農業団体が主体的判断で需要に即応した米生産に取り組む「農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム」の構築に努めます。

### ⑦ 中山間地域における農業の維持

「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農村における耕作放棄の防止や国土の保全、水源かん養などの多面的機能の確保に努めます。

### ⑧ 地域特性を活かした作物の開発促進

暖地性を活かした露地野菜（オクラ、ブロッコリー等）、施設野菜（ミョウガ、小ネギ等）、果樹（文旦、小夏、直七等）、サツマイモ等畑作の栽培奨励・産地強化に努めるとともに、流通業者や小売業者と連携を取りながら高付加価値作物（南国フルーツ等）や加工品の原材料となる作物の研究・開発を支援します。

また、生産者間の意見交換や調整を促進します。

### ⑨ 地産地消活動の支援

宿毛市地産地消推進協議会を核として、市民に対する地産地消の意識の普及を図りつつ、食育活動などとも連携しながら、地域に根ざした持続的な地産地消活動を支援します。

### ⑩ 環境に優しい農業の促進

消費者のニーズに応える安全・安心な農産物の生産のため、環境にやさしい農業を促進します。

### ⑪ 加工品増産を通じた生産促進

生産者団体等が実施する加工品の開発を支援し、県と市と生産者団体等が一体となって販路の確立及び拡大を図るとともに、搾汁工場を活用した加工品の生産推進を通じて、農産品の生産拡大を図り農家所得の向上を促進します。

また、生産者と加工業者の円滑な事業連携を促進します。

### ⑫ 宿毛産農産物のブランド化の促進

地域特性の活用や環境への配慮、安心安全が確保された農産物や加工品のブランド化と販売方法の工夫を促進します。

#### 目標値

|       | ①耕作放棄地面積[a] | ②集落営農組織数<br>・受委託組織数 |
|-------|-------------|---------------------|
| 平成17年 | 6,698       | 3                   |
| 平成22年 | 調査中         | 4                   |
| 平成27年 | 算定中         | 5                   |

#### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 農地保有合理化事業（平成元年度以降）【①、②、④】
- 中山間地域等直接支払交付金事業（平成22年度～26年度）【①、⑦】
- 農地・水・環境保全向上対策事業（平成19年度～23年度）【①、⑦】
- 耕作放棄地再生利用緊急対策事業（平成21年度～25年度）【①、②、⑧】
- 戸別所得補償制度（平成22年度以降）【①、⑥】
- 高知県産業振興計画に基づく事業（平成21年度以降）【全般】
- 「地産地消フェア」や「新港産直市」開催支援（毎年、適宜）【⑨、⑫】
- バイオマス堆肥化工場整備事業（平成22年度以降）【⑤】
- 宿毛市推奨品制度事業（平成21年度以降）【⑧、⑩、⑪、⑫】
- 宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援補助制度事業（平成22年度以降）【⑧、⑩、⑪、⑫】

#### 【関連計画名（国・県・市）】

- 新たな食料・農業・農村基本計画（農林水産省、平成22年度以降）
- 宿毛農業振興地域整備計画（昭和44年度以降）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



目標：2 | 大綱：4 | 主務課：産業振興課

## 林業振興

### 現況と課題

本市の森林面積は全体の約8割を占めており、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然・生活環境の保全、水産資源の栄養源など多面的な機能により地域産業や市民生活と深く関わっています。

森林の中では民有林（※）が大部分を占め、その内人工林は約60%であり、ヒノキが大部分を占めています。

また、民有林では、主伐時期を迎える8齢級（40年生）以上の森林が、約75%を占めていますが、林業を取り巻く状況は年々厳しさを増し、材価の低迷や森林所有者の林業への関心の低下などから主伐が困難な状況となっています。

今後も森林資源を有効活用できる体制づくりや人材育成に努める必要があります。

民有林の齢級別面積 (単位：ha)

| 区分 \ 齢級別 | 総数     | 1・2齢級   | 3・4齢級     | 5・6齢級  | 7・8齢級   | 9・11齢級 | 11齢級  |
|----------|--------|---------|-----------|--------|---------|--------|-------|
| 民有林計     | 18,950 | 45      | 584       | 1,820  | 3,761   | 6,434  | 6,306 |
| 人工林      | 11,360 | 42      | 291       | 1,110  | 3,232   | 4,080  | 2,605 |
| 天然林      | 7,590  | 3       | 293       | 710    | 529     | 2,354  | 3,701 |
| (備考)     |        | スギ 6.1% | ヒノキ 51.9% | 松 2.4% | 雑 39.6% |        |       |

高知県森林局による  
平成19年3月31日現在

### 基本方針

森林資源の有効活用を図るため、間伐などによる森林の適切な管理や、幡多ヒノキの主産地化、林道整備による生産性の向上、体制づくりや後継者育成などを促進します。

※民有林：林野庁が所有する以外の、県、市、民間が所有する林



## 計 画

### ① 森林資源の育成

自然環境に配慮した除間伐などの造林施業と、大径材生産も含めた優良な森林資源の育成と幡多ヒノキの主産地化を促進します。

間伐などを行うためには、所有者確定が必要となるケースが多く発生しているため、国土調査事業と連携して対応します。

### ② 生産性の向上策の推進

生産性・安全性の向上などを図るため、林道や作業道の開設及び改良整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入を促進します。

### ③ 林業経営組織の強化・後継者育成の促進

森林組合の経営の合理化、組織強化のため合併などを促進するとともに、林業後継者の育成・林業労働者の確保も促進します。

### ④ 製材加工業の集約化の促進

宿毛での木材製品の生産増加を図るため、製材加工業の機能等の集約化を促進します。

#### 目標値

|       | 年間間伐面積[ha] |
|-------|------------|
| 平成17年 | 836        |
| 平成22年 | 570        |
| 平成27年 | 800        |

#### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 森林整備地域活動支援交付金（平成21年度～25年度）【①、②】
- 市有林整備事業（平成21年度以降）【①、②】
- 地域林業総合支援事業（平成12年度以降）【①、②】
- 森林組合合併推進協議会の開催（平成20年度以降）【③】
- 高知県産業振興計画に基づく事業（平成21年度以降）【①、②、④】
- 国土調査事業（昭和57年度以降）【①】

#### [関連計画名（国・県・市）]

- 森林・林業再生プラン（農林水産省、平成21年度以降）
- 宿毛市森林整備計画（平成19年度～28年度）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）

民有林における人工林の齢級及び樹種別面積

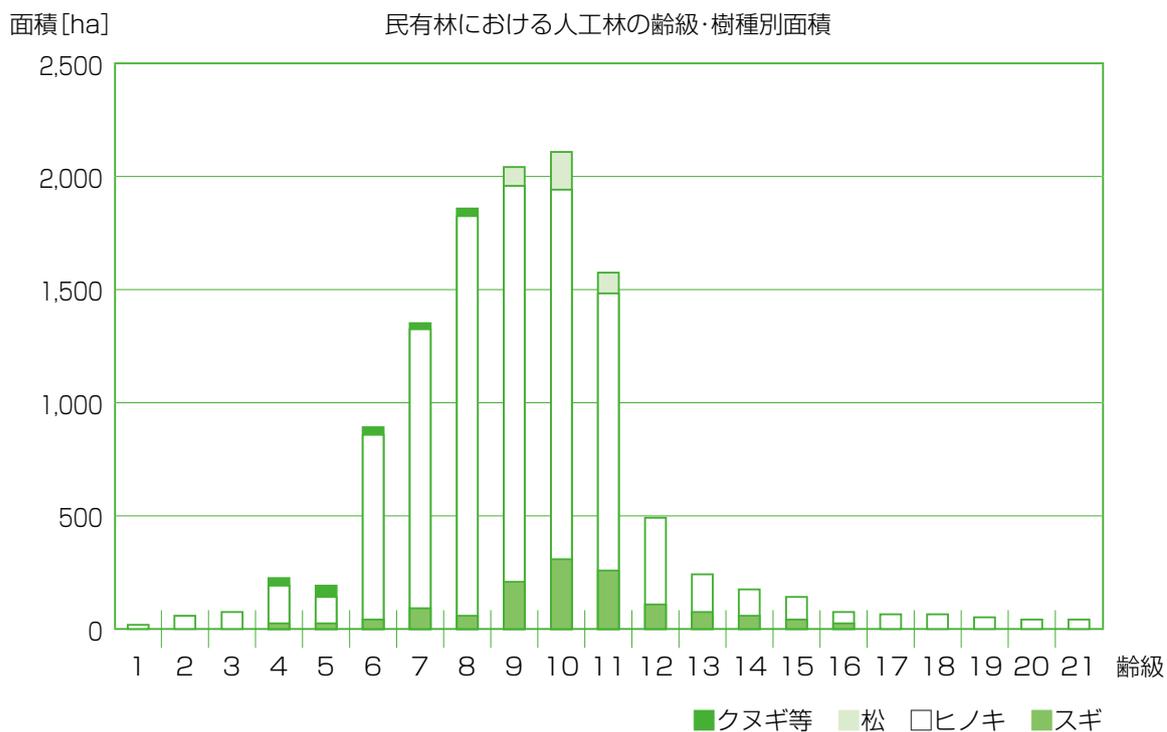
(単位：ha)

|      |    |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |           |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| スギ   | 齢級 | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        |
|      | 面積 | 0      | 0.78   | 1.93   | 9.27   | 10.85  | 25.53  | 74.19   | 34.48   | 187.93  | 315.52  | 263.85    |
|      | 齢級 | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18      | 19      | 20      | 21      | 計         |
|      | 面積 | 98.92  | 42.8   | 34.5   | 21.85  | 15.12  | 8.65   | 4.89    | 8.47    | 0.63    | 1.16    | 1,161.32  |
| ヒノキ  | 齢級 | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        |
|      | 面積 | 4.38   | 36.43  | 56.39  | 210.18 | 148    | 877.23 | 1280.92 | 1819.71 | 1761.28 | 1619.74 | 1209.44   |
|      | 齢級 | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18      | 19      | 20      | 21      | 計         |
|      | 面積 | 381.55 | 169.11 | 104.21 | 81.7   | 28.96  | 16.3   | 26.19   | 2.66    | 1.43    | 0.94    | 9,836.75  |
| 松    | 齢級 | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        |
|      | 面積 | 0      | 0.11   | 0.24   | 0      | 0.26   | 0.08   | 1.44    | 6.2     | 67.32   | 127     | 70.14     |
|      | 齢級 | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18      | 19      | 20      | 21      | 計         |
|      | 面積 | 1.97   | 0.54   | 0.85   | 0.4    | 4.27   | 2.4    | 0.11    | 0.15    | 0       | 0       | 283.48    |
| クヌギ等 | 齢級 | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        |
|      | 面積 | 0      | 0.48   | 2.31   | 11.29  | 37.22  | 11.36  | 1.9     | 12.6    | 1.1     | 0.46    | 0         |
|      | 齢級 | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18      | 19      | 20      | 21      | 計         |
|      | 面積 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0       | 0       | 78.72     |
| 合計   | 齢級 | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        |
|      | 面積 | 4.38   | 37.8   | 60.87  | 230.74 | 196.33 | 914.2  | 1358.45 | 1872.99 | 2017.63 | 2062.72 | 1543.43   |
|      | 齢級 | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18      | 19      | 20      | 21      | 計         |
|      | 面積 | 482.44 | 212.45 | 139.56 | 103.95 | 48.35  | 27.35  | 31.19   | 11.28   | 2.06    | 2.1     | 11,360.27 |

※8齢級以上：8557.5ha 75.3%

民有林における人工林の齢級及び樹種別面積

|      |       |        |          |          |          |          |        |        |       |       |      |           |
|------|-------|--------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|-------|-------|------|-----------|
| 齢級   | 1・2   | 3・4    | 5・6      | 7・8      | 9・10     | 11・12    | 13・14  | 15・16  | 17・18 | 19・20 | 21   | 計         |
| スギ   | 0.78  | 11.20  | 36.38    | 108.67   | 503.45   | 362.77   | 77.30  | 36.97  | 13.54 | 9.10  | 1.16 | 1,161.32  |
| ヒノキ  | 40.81 | 266.57 | 1,025.23 | 3,100.63 | 3,381.02 | 1,590.99 | 273.32 | 110.66 | 42.49 | 4.09  | 0.94 | 9,836.75  |
| 松    | 0.11  | 0.24   | 0.34     | 7.64     | 194.32   | 72.11    | 1.39   | 4.67   | 2.51  | 0.15  | 0.00 | 283.48    |
| クヌギ等 | 0.48  | 13.60  | 48.58    | 14.50    | 1.56     | 0.00     | 0.00   | 0.00   | 0.00  | 0.00  | 0.00 | 78.72     |
|      |       |        |          |          |          |          |        |        |       |       |      | 11,360.27 |



目標：2 | 大綱：4 | 主務課：産業振興課

## 水産業振興

### 現況と課題

本市の水産業は、宿毛湾の温暖で静穏な海域を利用した養殖漁業と沖の島周辺海域での釣・網漁業など、主に沿岸漁業を中心に発展してきました。

しかし、近年は、魚価低迷、燃油や餌料等の高騰により、漁業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。同時に、漁村においても新規漁業就業者の減少と、高齢化も進行し、にぎわいや活気が失われつつあります。

これらへの対応として、平成21年度には「すくも湾中央市場」の第2荷捌き地の増設による市場機能の強化や、自動選別機などを導入し、水揚げ作業の効率化による高い鮮度を維持する高付加価値化の取り組みや、フィレやキビナゴのバラ凍結加工場が製造を開始し、安定的な収益確保の取り組みも進められています。

水産業が本市の基幹産業の一つとして安定的に発展していくためには、より収益性の高い魅力ある産業にしていけることが重要です。

▶ 漁業種別漁獲量の推移については、P54のとおり

### 基本方針

漁業者の所得向上や活力と魅力ある漁村づくりを図るため、水産物の安定供給や高付加価値化を目指し、「すくも湾中央市場」のさらなる機能強化や、加工品製造施設の拡充、宿毛産水産物のブランド化や水産資源の保全、後継者育成などを促進します。





## 計 画

### ① 漁業の多角的経営の支援・促進

水産物の安定供給や高付加価値化を図るため、各漁業活動拠点との連携と機能分担に配慮しながら、高度衛生管理型漁港として整備した「すくも湾中央市場」の機能を拡充するとともに、加工品製造施設の拡充、販売業界や消費者ニーズに合った効率的な生産、流通、販売の仕組みづくり、観光資源としての活用など、漁業の多角的経営やこれらの研究開発を総合的に支援・促進します。

### ② 養殖漁業経営機能の強化の促進

漁業協同組合における養殖漁業に対する防疫、指導体制の強化と、組織養殖やグループ化などの研究、加工業者との連携による養殖漁業の経営機能強化を促進します。

### ③ 水産資源の保全・管理・培養の促進

漁船漁業に対しては、安定的な水産資源の確保のため、藻場造成や種苗放流などによる資源保全、適正管理、培養を促進します。

### ④ 就労機会の創出と後継者育成の促進

漁業協同組合の各種専門部会などの機能強化や、新規事業の導入により、就労機会の創出とIターンやUターンも含めた後継者育成を促進します。

### ⑤ 宿毛産水産物のブランド化の促進

販路拡大のため、生産から流通販売までの信頼性の確保と知名度の向上を図り、宿毛産水産物のブランド化を促進します。また、地産地消の取り組みにも努めます。

### ⑥ 漁港施設の機能保全

安全で安定的な漁業活動が営めるよう、漁港施設の機能保全に努めます。

### ⑦ 地産地消活動の促進

宿毛市地産地消推進協議会を核として、市民に対する地産地消の意識の普及を図りつつ、食育活動などとも連携しながら、地域に根ざした持続的な地産地消活動を支援します。

## 目標値

漁業経営体年間減少率(件/年)

|       | 減少率  | 件数  |
|-------|------|-----|
| 平成15年 | —    | 263 |
| 平成20年 | 10   | 213 |
| 平成27年 | 1.86 | 200 |

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 環境・生態系保全活動支援交付金（平成21年度～25年度）【③】
- 漁業就業支援事業（平成17年度以降）【④】
- 水産基盤ストックマネジメント事業（平成24年度～29年度）【①、⑥】
- 高知県産業振興計画に基づく事業（平成21年度以降）【①～⑤】
- 「地産地消フェア」や「新港産直市」開催支援（毎年、適宜）【⑤、⑦】
- 宿毛市推奨品制度事業（平成21年度以降）【⑤】
- 宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援補助制度事業（平成22年度以降）【⑤】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 高知県新・水産業振興指針（高知県、平成18年度～23年度）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）

漁業種類別漁獲量の推移

（単位：t、%）

| 区分   |         | 年次     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 構成比   |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 海面漁業 | 中小型まき網  |        | 3,734  | 3,762  | 3,997  | 30.47 |
|      | その他の刺網  |        | 8      | 9      | 5      | 0.04  |
|      | 小型定置網   |        | 224    | 237    | 298    | 2.27  |
|      | その他のはえ網 |        | 1      | 0      | 0      | 0.00  |
|      | 沿岸いか釣   |        | 3      | 2      | 2      | 0.02  |
|      | ひき縄釣    |        | 292    | 294    | 268    | 2.04  |
|      | その他の釣   |        | 177    | 147    | 249    | 1.90  |
|      | 採貝・採藻   |        | 0      | 6      | 4      | 0.03  |
|      | その他の漁業  |        | 135    | 207    | 234    | 1.78  |
|      | 小計      |        | 4,574  | 4,664  | 5,057  | 38.55 |
| 海面養殖 | ぶり類養殖   |        | 3,808  | 5,630  | 5,325  | 40.60 |
|      | まだい養殖   |        | 2,088  | 1,829  | 2,506  | 19.10 |
|      | その他の養殖  |        | 180    | 218    | 229    | 1.75  |
|      | 真珠母貝養殖  |        | 26     | 0      | 0      | 0.00  |
|      | 小計      |        | 6,102  | 7,677  | 8,060  | 61.45 |
| 合計   |         | 10,676 | 12,341 | 13,117 | 100.00 |       |

高知農林水産統計年報



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



目標：2 | 大綱：4 | 主務課：商工観光課

## 商工業振興

### 現況と課題

本市の商業を取り巻く環境は、経営規模が小規模な事業者が多いことに加え、長引く経済不況や消費者の購買形態の変化などにより、商店数の減少や空き店舗が増加しています。そのため、宿毛駅周辺や中心市街地など市内全域において、均衡のとれた魅力ある商業振興が必要となっています。

#### ○工業振興

高知西南中核工業団地では、現在、製造業等20社、物流1グループ（25社）が操業し、約720人が就労しており、製造品出荷額等において市内の半分以上を占めるなど本市の工業生産の中核を担っています。

しかしながら、長引く経済不況により立地企業を取り巻く環境は厳しく、製造品出荷額等、就業者数とも減少しており、今後も企業の人材育成や高度化及び新規事業分野への展開などを支援する中で雇用機会の拡大に努める必要があります。

宿毛湾港工業流通団地については、平成19年12月に造船会社2社（1グループ）が進出し、現在、約50人が雇用されており、将来的には100人程度の雇用が計画されています。一方、未分譲地が残っていることから、さらなる企業誘致が必要となっています。

#### ○地域産業全体の活性化

近年は、市内事業者、団体等により農水産物などの地域資源を活用した商品開発・製造などが取り組まれています。今後もさらなる特産品開発や販路拡大、事業者の経営の合理化、近代化、物流の効率化に努めるなど、地域産業の活性化のための取り組みを進めていく必要があります。

▶商店数及び年間販売額の推移及び工業の現況については、P59、60のとおり。

### 基本方針

商工業活動の安定化、雇用機会の拡大や所得向上を図るため、商業においては、中心市街地を歴史・環境などとの共生を図りながら再構築を促進し、工業については、宿毛湾港工業流通団地のさらなる企業誘致を推進します。

また、経営の安定化、合理化や近代化、効率的な物流機能の拡充、地元において起業意欲のある人材の発掘・育成を支援・促進します。



## 計 画

### ① 魅力ある中心市街地の再構築の推進

中心市街地のにぎわいを取り戻すため、地元商工業者、住民、行政の協働により「中心市街地活性化基本計画（平成22年度中策定予定）」を策定し、事業者への支援や施設の整備を推進します。

### ② 経営安定化の促進

各種金融支援制度などの普及に努め、商工業経営の安定化を促進します。

### ③ 商店街リーダー育成及び集団形成の促進

商工会議所、中心市街地活性化協議会などの各種団体との連携を図り、各種研修会等の実施により、商店街のリーダーの育成とそれを支える商業者集団の形成を促進します。

### ④ 地域資源を活用した産業活性化の促進

地域資源を活用した商品開発・製造などの事業活動に対する支援を行い、地域産業の活性化を促進します。

### ⑤ 宿毛湾港工業流通団地等への企業誘致の推進・支援

雇用機会の拡大を図るため、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致の積極的な推進や、市内への新規産業の参入・立地を支援します。

### ⑥ 工業団地の環境保全

工業団地内の環境保全・美化を図り、立地企業のイメージ・ステータスの確保に努めます。

### ⑦ 進出企業のサポートの充実

工業団地への進出企業の操業支援のため、企業のニーズの把握に努め、人材確保、環境整備などのアフターケアや事業の高度化、新規事業分野への展開などを支援します。

### ⑧ 効率的な物流体系の構築

本市の地理的な条件から、運送コストが高く、市場における競争力が劣る状況を改善するため、物流の現状と課題の把握に努め、ハード、ソフト両面から効率的な物流体系を検討します。

### ⑨ 地元起業家の発掘・育成の支援・促進

地元において、起業意欲のある人材の発掘・育成を支援・促進します。

## 目標値

商業の事業所数、従業者数、年間商品販売額

工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額

→ P58のとおり。

1 商業における目標値

(単位：人、百万円)

|       | 事業所数 | 就業者数  | 年間商品販売額 |
|-------|------|-------|---------|
| 平成16年 | 515  | 2,161 | 48,524  |
| 平成19年 | 452  | 1,979 | 46,533  |
| 平成27年 | 452  | 1,979 | 46,533  |

2 工業における目標値

(単位：人、百万円)

|       | 事業所数 | 就業者数  | 製造品出荷額等 |
|-------|------|-------|---------|
| 平成17年 | 65   | 1,155 | 17,062  |
| 平成21年 | 59   | 1,029 | 10,614  |
| 平成27年 | 59   | 1,029 | 10,614  |

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 固定資産税課税免除、不均一課税（優遇措置）（毎年）【②、⑤】
- 宿毛市推奨品制度事業（平成21年度以降）【④】
- 宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援補助制度事業（平成22年度以降）【④】
- 宿毛市産業振興推進総合支援補助制度事業（平成21年度以降）【②、④、⑤、⑦】
- 地域総合整備資金（平成元年度以降）【②】
- 高知県産業振興計画に基づく事業（平成21年度以降）【④、⑨】
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（平成23年度～27年度）【①、③】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 宿毛市中心市街地活性化基本計画（平成23年度中申請予定）
- 宿毛湾港湾計画（高知県、平成14年度以降）
- 高知県地域基本計画（企業立地促進法関係）（平成19年度～24年度）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）





商店数及び年間販売額の推移

(単位：店、百万円、%)

| 区分  |     | 年次 | 平成14年  | 平成16年  | 平成19年  | 19年/14年 | 19年/16年 |
|-----|-----|----|--------|--------|--------|---------|---------|
| 卸売業 | 商店数 |    | 61     | 78     | 67     | 9.8     | △ 14.1  |
|     | 販売額 |    | 26,361 | 25,569 | 25,899 | △ 1.8   | 1.3     |
| 小売業 | 商店数 |    | 443    | 437    | 385    | △ 13.1  | △ 11.9  |
|     | 販売額 |    | 24,903 | 22,955 | 20,634 | △ 17.1  | △ 10.1  |

商業統計調査

工業の現況

| 区 分    | 事業所数 | 従業員数<br>(人) | 製造品出荷額等<br>(百万円) |
|--------|------|-------------|------------------|
| 食料品    | 20   | 189         | 1,178            |
| 飲料・飼料  | 1    | 12          | ×                |
| 織 維    | 5    | 119         | 939              |
| 木材・木製品 | 4    | 27          | 579              |
| 家具・装備品 | 1    | 43          | ×                |
| 印刷・同関連 | 1    | 17          | ×                |
| プラスチック | 1    | 24          | ×                |
| 皮革製品   | 1    | 5           | ×                |
| 窯業・土石  | 4    | 83          | 1,805            |
| 鉄 鋼    | 1    | 5           | ×                |
| 金属製品   | 4    | 62          | 918              |
| はん用機械  | 2    | 20          | ×                |
| 生産用機械  | 3    | 95          | 1,289            |
| 電気機械   | 3    | 254         | 1,551            |
| 輸送用機械  | 3    | 48          | 758              |
| その他    | 5    | 26          | 121              |
| 合 計    | 59   | 1,029       | 10,614           |

平成21年工業統計調査  
対象は、従業者数4人以上の事務所  
[×]は特定の事業所が判明する恐れがあるため、秘匿としている

宿毛市の商業の推移

1 事業所数

|     | 昭和60年 | 昭和63年 | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 |
|-----|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 小売業 | 585   | 588   | 582  | 520  | 501  | 495   | 443   | 437   | 385   |
| 卸売業 | 80    | 81    | 77   | 77   | 69   | 68    | 61    | 78    | 67    |
| 合計  | 665   | 669   | 659  | 597  | 570  | 563   | 504   | 515   | 452   |

2 従業員数

(単位：人)

|     | 昭和60年 | 昭和63年 | 平成3年  | 平成6年  | 平成9年  | 平成11年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小売業 | 1,722 | 1,838 | 1,866 | 1,697 | 1,645 | 1,912 | 1,792 | 1,744 | 1,600 |
| 卸売業 | 438   | 513   | 547   | 540   | 600   | 455   | 348   | 417   | 379   |
| 合計  | 2,160 | 2,351 | 2,413 | 2,237 | 2,245 | 2,367 | 2,140 | 2,161 | 1,979 |

3 年間販売額

(単位：百万円)

|     | 昭和60年  | 昭和63年  | 平成3年   | 平成6年   | 平成9年   | 平成11年  | 平成14年  | 平成16年  | 平成19年  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小売業 | 19,870 | 22,281 | 26,657 | 27,236 | 27,175 | 24,326 | 24,603 | 22,955 | 20,634 |
| 卸売業 | 27,550 | 19,575 | 24,923 | 40,745 | 28,171 | 20,988 | 26,361 | 25,569 | 25,899 |
| 合計  | 47,420 | 41,856 | 51,580 | 67,981 | 55,346 | 45,314 | 50,964 | 48,524 | 46,533 |

商業統計調査

宿毛市の工業の推移（従業員規模4人以上の事業所）

|                     | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年  | 平成2年   | 平成3年   | 平成4年   | 平成5年   | 平成6年   |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所                 | 109   | 107   | 102   | 101   | 102    | 101    | 108    | 105    | 97     |
| 就業人数(人)             | 1,345 | 1,351 | 1,296 | 1,371 | 1,548  | 1,652  | 1,847  | 1,785  | 1,773  |
| 製造品出荷額等(百万円)        | 8,662 | 9,160 | 9,200 | 9,894 | 12,325 | 13,989 | 15,970 | 17,588 | 19,595 |
| 上記の内、<br>高知西南中核工業団地 | —     | —     | —     | 146   | 1,531  | 3,126  | 7,631  | 10,001 | 12,551 |

|                     | 平成7年   | 平成8年   | 平成9年   | 平成10年  | 平成11年  | 平成12年  | 平成13年  | 平成14年  | 平成15年  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所                 | 99     | 98     | 96     | 108    | 102    | 92     | 87     | 77     | 75     |
| 就業人数(人)             | 1,839  | 1,814  | 1,727  | 1,779  | 1,661  | 1,606  | 1,572  | 1,398  | 1,301  |
| 製造品出荷額等(百万円)        | 21,952 | 23,038 | 21,225 | 21,071 | 20,319 | 21,134 | 20,761 | 18,158 | 16,020 |
| 上記の内、<br>高知西南中核工業団地 | 12,551 | 13,575 | 12,350 | 12,420 | 12,282 | 13,896 | 14,313 | 12,369 | 10,960 |

|                     | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所                 | 62     | 65     | 61     | 59     | 65     | 59     |
| 就業人数(人)             | 1,217  | 1,155  | 1,111  | 1,121  | 1,161  | 1,029  |
| 製造品出荷額等(百万円)        | 16,242 | 17,062 | 15,824 | 16,749 | 14,171 | 10,614 |
| 上記の内、<br>高知西南中核工業団地 | 11,526 | 12,389 | 12,406 | 11,732 | 8,809  | 5,904  |

工業統計調査  
高知西南中核工業団地については宿毛市調べ



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



目標：2 | 大綱：4 | 主務課：商工観光課 | 企画課、生涯学習課

## 観光振興

### 現況と課題

国民のライフスタイルの変化などから、余暇時間に占める観光・レジャーに対する割合は増大しています。その一方で、長引く不況により出控えや観光の目的や形態の変化などにより、近隣市町村を含めた周辺地域の観光入り込み客数は、ここ数年、ほぼ横ばい状態が続いています。

本市は、足摺宇和海国立公園の中央に位置し、大型旅客船が寄港可能な岸壁と九州とのフェリー航路を有しています。

これまで、本市の特性を活かし、各観光拠点のPRや大型旅客船誘致や修学旅行誘致、ビーチスポーツ施設などの整備などを通じて交流人口拡大を図ってきました。

今後も、国立公園などの自然環境と調和した、体験型観光の開発、メニューの整備を図るとともに、観光形態の多様化に対応するため、新たな魅力ある観光資源の発掘や、市民の「おもてなし」による各種イベントの開催などにより、観光振興を推進することが必要です。

#### ー主な観光拠点ー

- 「沖の島・鶴来島」 ○「足摺宇和海国立公園」 ○「篠山」 ○「咸陽島公園周辺」
- 「だるま夕日」 ○「延光寺」 など

#### ー主な観光メニューー

- 海：体験型観光（ブルーツーリズム）、ダイビング、シュノーケリング、  
「だるま夕日」鑑賞、カヌー、舟遊び、磯遊び、磯釣り など
- 川：シュノーケリング、舟遊び・川下り など
- 山：登山、風景鑑賞 など
- 市民による「おもてなし」：お遍路、各種イベント
- スポーツ：マラソン、ビーチスポーツ など
- グルメ：「きびなご」「カツオ」「直七」「小夏」 など

### 基本方針

観光入り込み客増加や交流人口拡大を通じて、観光産業や島嶼部を支えるため、関係機関との連携を図りながら、本市の特性である地域の自然や歴史を活かし、観光客のニーズに応じたメニューの整備や観光資源の発掘、PRの拡充、必要な各種施設整備を推進するとともに、合わせて、「おもてなし」の要素も盛り込んだ魅力あるイベント開催を支援・促進します。



## 計 画

### ① 観光メニューの整備の推進

「沖の島・鵜来島」などの本市の特性を活かしながら、新たな観光客層の取り込みも考慮し、観光客の年齢層やニーズに応じた多様なメニューを、新たな観光資源の発掘を踏まえ整備します。

### ② 各種イベントの開催・支援

「すくも84マリンターミナル」などの既存ストックの活用を図りながら、市民による「おもてなし」の要素も盛り込んだ定期的な各種集客イベントを開催・支援します。

### ③ 各種利便施設の整備・充実

案内看板や、トイレなどの利便施設の整備・充実を図ります。

### ④ 観光PRの拡充

本市の観光拠点・メニューの魅力やすばらしさを的確に伝え、観光客が興味を引くような仕掛けづくりを踏まえた、パンフレットやホームページ、モバイルサイトを活用し情報の発信を行います。

### ⑤ 大型旅客船の誘致

大型旅客船の乗船客が、本市の観光地を訪問できる各種メニューの拡充・開発を推進し、宿毛湾港振興協会などの関係機関と連携して、客船会社などに対して積極的にPRを行います。

大型旅客船の誘致にあたっては、国内の船舶に加え、外国客船についても積極的に取り組みます。

### ⑥ スポーツイベントやキャンプ地の誘致

各種スポーツイベントや、スポーツチームのキャンプ地として定期的に利用されるよう、PRや必要な施設整備などを関係者と連携して行います。

### ⑦ 周辺市町村や関係機関との連携強化

観光メニューの整備やイベント開催においては、周辺市町村と連携した各観光スポット紹介や受入体制の充実が必要であることから、周辺自治体や、(社)幡多広域観光協議会、(社)宿毛市観光協会などの関係機関や旅行代理店との連携を強化します。

## 目標値

観光入り込み客数数値

|       | 数値    |
|-------|-------|
| 平成17年 | 約22万人 |
| 平成20年 | 約27万人 |
| 平成27年 | 約28万人 |

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 各種集客イベント（毎年、定期）【②、⑤、⑦】
- ブルーツーリズム事業（毎年5月ごろ）【①、②、⑤、⑦】
- 各種施設整備事業【④】
- パンフレット、ホームページ整備（改良）【④】
- 大型旅客船誘致活動（適宜）【⑤】
- 「ビーチスポーツ」大会（毎年）【⑥】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成22年度～26年度）
- 宿毛市離島振興計画（平成15年度～24年度）
- みなと振興計画（平成20年度～24年度）



目標：3 | 大綱：5 | 主務課：保健介護課

## 保健

### 現況と課題

本市では、乳幼児から高齢者までを対象に、各種健康診査・予防接種・食生活改善など様々な保健事業に取り組み、市民の健康づくりを進めています。

しかしながら、多様化する生活環境により生活習慣病が増加傾向にあるため、『自分の健康は自分で守る』という意識を啓発するとともに、地域の中で各種団体・職場などと連携・協力しながら、相互扶助の精神を大切に健康づくりを進める必要があります。

また、各種保健事業の積極的な利用と充実を図るとともに、関係機関と連携を一層深めた保健サービスの充実が必要となっています。

がん検診受診者数の推移

| 区 分     |         | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 胃がん     | 受診者数(人) | 849   | 989   | 1,040 | 870   | 968   |
|         | 受診率(%)  | 9.4   | 10.8  | 11.3  | 9.6   | 10.0  |
| 大腸がん    | 受診者数(人) | 678   | 945   | 939   | 1,007 | 1,081 |
|         | 受診率(%)  | 7.5   | 10.3  | 10.2  | 11.1  | 11.8  |
| 子宮がん    | 受診者数(人) | 415   | 408   | 543   | 404   | 837   |
|         | 受診率(%)  | 19.0  | 14.4  | 16.5  | 17.0  | 20.3  |
| 乳がん     | 受診者数(人) | 484   | 506   | 677   | 531   | 848   |
|         | 受診率(%)  | 22.5  | 19.8  | 23.6  | 24.8  | 24.8  |
| 肺がん     | 受診者数(人) | 923   | 926   | 960   | 826   | 895   |
|         | 受診率(%)  | 22.2  | 23.4  | 25.2  | 21.6  | 22.2  |
| 胸部レントゲン | 受診者数(人) | 3,171 | 3,031 | 3,184 | 3,629 | 3,962 |
|         | 受診率(%)  | 63.3  | 61.8  | 64.6  | 70.6  | 77.8  |
| 合 計     | 受診者数(人) | 6,520 | 6,805 | 7,343 | 7,267 | 8,591 |
|         | 受診率(%)  | 20.6  | 20.9  | 22.1  | 22.9  | 24.2  |

出生数の推移

| 区 分    | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数(人) | 141   | 173   | 162   | 165   | 170   |

### 基本方針

「生涯を通じて健康で安心できる地域づくり」を目指し、成人・母子・精神の各保健事業を3本柱として、若年時から健康診査等を通じて身体の変化に気づき、自らの生活習慣の振り返りができるような取り組みや、医療にかからなくてもいいように食生活のアンバランスの見直しや運動による体力の増強、また維持の取り組みを支援するなど、保健活動の強化・充実に努めます。



## 計 画

### ① 市民の保健活動参加の取り組みの推進

市民の主体的な健康意識の向上のため、保健活動参加の取り組みを推進します。

### ② 各組織や職場との連携

保健指導・健康相談・食生活改善などの普及促進を図るため、地域の組織や職場と連携した取り組みを進めます。

### ③ 予防活動の充実・強化

がんや生活習慣病、自殺等の予防活動の更なる充実と強化に努めます。

### ④ 心の健康づくりの推進

心の健康を保つため、休養、睡眠、ストレスの対応法など心の健康づくりに関する啓発を行います。

### ⑤ 子どもたちの健康に関する取り組みの推進

「宿毛市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、これまでの子育て支援施策への取り組みを踏まえ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちづくりの実現を推進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 特定健康診査、特定保健指導事業（平成20年度以降）【①、③、④】
- がん検診事業（昭和58年度以降）【①、②、③】
- 食生活改善推進事業（昭和63年度以降）【①、②、③、⑤】
- 乳幼児健康診査（昭和53年度以降）【①、②、④、⑤】
- 育児支援各種事業（昭和57年度以降）【①、②、④、⑤】
- 精神障害者若草の会支援（昭和58年度以降）【②、③、④】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 宿毛市健康増進計画（平成20年度～24年度）
- 宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～26年度）

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：保健介護課

## 介護保険

### 現況と課題

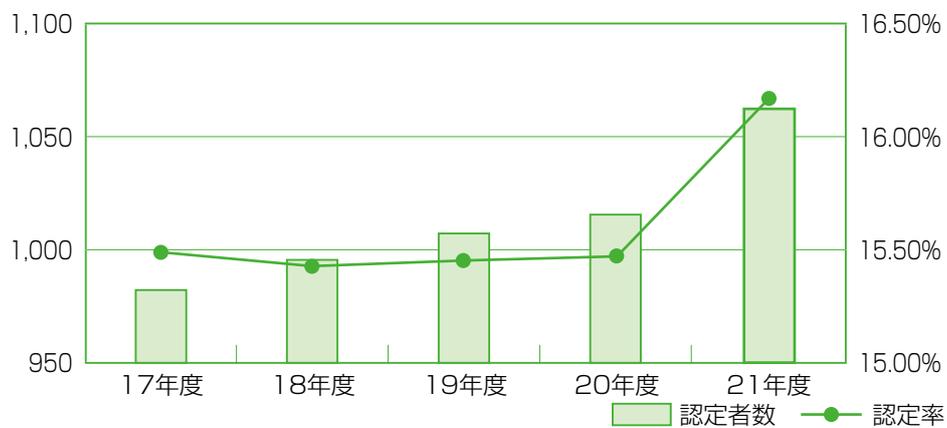
本市における、要介護（支援）認定率は、高齢化率の上昇に伴い、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増加する中、平成21年度は16.2%で、そのうち要介護度の中重度の認定者（要介護3-5）の認定者に占める割合は46.4%となっています。

介護給付費は、要介護（予防）認定者数の増加に伴い年々増大し、平成21年度の給付費総額は約1,913,000千円となっています。また、第1号被保険者1人あたり給付費は268千円／年で、全国平均（225千円／年）や高知県平均（255千円／年）より高いものとなっています。

介護予防は、被保険者が要介護状態などになることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合にも地域において自立した生活を営むことができるよう支援するもので、予防給付や地域支援事業が位置づけられています。

今後は、高齢者の自立支援や認知症の方への支援について、介護予防意識を高める活動とともに、地域での見守り、共助といった人的なネットワークの構築が求められています。

認定状況の推移



### 基本方針

「宿毛市介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で、健康でいきいきと生活できるよう、要介護、要支援状態とならないための予防及び介護給付の適正化に努めます。



## 計 画

### ① 介護保険サービスの安定的運営の推進

適切な介護保険サービスを提供するため、ケアプランの検証を行う等、制度の安定的運営を推進します。

### ② 介護予防事業の推進

要介護・要支援状態となることを予防するために、介護予防事業を積極的に推進します。

### ③ 包括的支援事業の推進

「地域包括支援センター」が中心となって、包括的な相談、支援を推進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 介護給付等費用適正化事業（平成21年度～23年度）【①】
- 介護予防事業（平成21年度～23年度）【②】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）
- 高知県介護給付適正化計画（高知県、平成21年度～23年度）



被保険者数と認定状況の推移（各年度年報より）

（単位：人）

| 区 分           |               | 平成17年         | 平成18年         | 平成19年         | 平成20年         | 平成21年  |       |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|-------|
| 内 訳           | 総人口           | 24,070        | 23,888        | 23,599        | 23,339        | 23,103 |       |
|               | 40～64歳        | 8,434         | 8,248         | 8,182         | 8,096         | 8,070  |       |
|               | 総人口比          | 35.04%        | 34.53%        | 34.67%        | 34.69%        | 34.93% |       |
|               | 65歳以上         | 6,369         | 6,456         | 6,532         | 6,573         | 6,569  |       |
|               | 高齢化率          | 26.46%        | 27.03%        | 27.68%        | 28.16%        | 28.43% |       |
|               | 65～74歳        | 3,112         | 3,062         | 3,038         | 2,975         | 2,905  |       |
|               | 総人口比          | 12.93%        | 12.82%        | 12.87%        | 12.75%        | 12.57% |       |
|               | 75歳以上         | 3,257         | 3,394         | 3,494         | 3,598         | 3,664  |       |
| 総人口比          | 13.53%        | 14.21%        | 14.81%        | 15.42%        | 15.86%        |        |       |
| 要介護度別人数（2号含む） | 要支援           | 要支援1          | 180           | 153           | 125           | 97     | 103   |
|               |               | 要支援2          |               | 40            | 104           | 116    | 132   |
|               |               | 経過的要介護        |               | 27            |               |        |       |
|               |               | 要支援計          |               | 220           | 229           | 213    | 235   |
|               | 認定率           | 2.83%         | 3.41%         | 3.51%         | 3.24%         | 3.58%  |       |
|               | 要介護           | 要介護1          | 285           | 124           | 90            | 104    | 143   |
|               |               | 認定率           | 4.47%         | 1.92%         | 1.38%         | 1.58%  | 2.18% |
|               |               | 要介護2          | 113           | 167           | 175           | 211    | 191   |
|               |               | 認定率           | 1.77%         | 2.59%         | 2.68%         | 3.21%  | 2.91% |
|               |               | 要介護3          | 104           | 164           | 184           | 157    | 165   |
| 認定率           |               | 1.63%         | 2.54%         | 2.82%         | 2.39%         | 2.51%  |       |
| 要介護4          |               | 133           | 136           | 151           | 158           | 137    |       |
| 認定率           |               | 2.09%         | 2.11%         | 2.31%         | 2.40%         | 2.09%  |       |
| 要介護5          | 172           | 186           | 181           | 174           | 190           |        |       |
| 認定率           | 2.70%         | 2.88%         | 2.77%         | 2.65%         | 2.89%         |        |       |
| 認定者総数         | 987           | 997           | 1,010         | 1,017         | 1,061         |        |       |
| 認定率           | 15.50%        | 15.44%        | 15.46%        | 15.47%        | 16.15%        |        |       |
| 介護給付費(円)      | 1,612,377,785 | 1,730,455,978 | 1,808,690,844 | 1,851,369,511 | 1,912,630,330 |        |       |

数値は各年度末

高齢化率 = (65歳以上人口) / (総人口)

認定率 = (認定者総数) / (65歳以上人口)



目標：3 | 大綱：5 | 主務課：保健介護課

## 医療

### 現況と課題

市民の医療ニーズは、高齢化や疾病の多様化などにより、ますます高まっており、市内の医療機関のみならず市外の医療機関での受診なども増えています。

地域医療のあり方としては、かかりつけ医と専門的な治療が中心となる幡多けんみん病院との機能分担及び連帯システムが重要であることから、引き続き市民への理解を求める取り組みを継続し、効果的で能率的な医療体制の整備を促進する必要があります。

また、保健、医療、福祉、介護の一体的な地域総括ケアシステムの構築が求められています。

沖の島や無医地区におけるへき地医療については、医師の確保に努めるとともに、大月病院や幡多けんみん病院との連携を推進する必要があります。

医療施設の状況

| 区 分   | 施設数 |    |    | 病床数 |
|-------|-----|----|----|-----|
|       | 総数  | 有床 | 無床 |     |
| 病 院   | 4   | 4  | —  | 769 |
| 一般診療所 | 12  | 2  | 10 | 22  |
| 歯科診療所 | 14  | —  | 14 | —   |
| 合 計   | 30  | 6  | 24 | 791 |

平成22年10月1日現在

### 基本方針

住民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らし、誰もがいつでも安心して医療を受けられるようにするため、医療体制の整備や、当番医の情報提供やへき地医療の確保に努めます。





## 計 画

### ① 医療体制の整備の促進

患者がいつでも適切な診断や治療などが受けられ、また、高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、医師会との連携のもとに医療機関の機能分担化と連携システムの体制整備を促進します。

### ② 当番医などの情報提供の充実

休日診療、当番医などを広報紙や新聞に掲載し、引き続き情報提供に努めます。

### ③ 救急医療体制の整備促進

救急医療体制の整備を促進します。

### ④ へき地医療の確保

高知県や医療機関と連携し、へき地診療所および無医地区の医師の確保に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 救急医療連絡協議会の開催（幡多管内、平成9年度以降）【①、③】
- 医療従事者等災害救急研修会（平成18年度以降）【③】
- 広報紙、ホームページによる情報提供（適宜）【②】
- 「高知県へき地医療協議会」などによる無医地区対策【④】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市災害医療救護計画（平成17年度以降）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成22年度～26年度）
- 宿毛市離島振興計画（平成15年度～24年度）

## 国民健康保険

### 現況と課題

#### ○国民健康保険

国民健康保険は、後期高齢者医療制度が始まる平成20年度以前は市民の約半数が加入しており、現在も4割近い人が加入する重要な地域医療保険です。

事業の運営状況は、平成14年度からの5年間は黒字決算が続いていましたが、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展により、平成19年度からは一転赤字決算となり、積み立ててきた基金を取り崩して収支均衡を保っている状況です。

今後も医療費の増加が見込まれることから、医療給付ならびに資格の適用適正化に努め、特定健診等により市民の健康を守り、そして公平な負担という観点からも徴収率向上対策が必要となっています。

#### ○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、平成20年度から始まった制度ですが、スタートと同時に制度の周知不足や名称に対する批判が相次ぎ、政権交代と同時に平成24年度をもって廃止されることが決定されました。

後期高齢者医療制度における市町村の役割は保険料徴収と窓口での受付業務で、医療給付等の保険者としての主業務は県下の市町村で組織する後期高齢者医療広域連合が担っています。

保険料の徴収率は、対象者（75歳以上の被保険者）の納付意識は非常に高く、平成20年度で98.78%、平成21年度で98.85%と高い徴収率を保っています。

被保険者数の推移

(単位：人)

| 年度     | 区分<br>人口 | 被保険者数 |       |       |        |
|--------|----------|-------|-------|-------|--------|
|        |          | 一般    | 退職    | 老人    | 計      |
| 平成17年度 | 24,070   | 7,855 | 1,295 | 3,127 | 12,277 |
| 平成18年度 | 23,888   | 7,753 | 1,382 | 3,022 | 12,157 |
| 平成19年度 | 23,599   | 7,721 | 1,470 | 2,916 | 12,107 |
| 平成20年度 | 23,339   | 8,633 | 436   |       | 9,069  |
| 平成21年度 | 23,103   | 8,380 | 375   |       | 8,755  |

人口は宿毛市調べ



## 基本方針

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という基本に立って病気の早期発見・早期治療の徹底を図るとともに、健全な保健事業を運営するため、生活習慣病予防事業やジェネリック医薬品普及促進事業などの実施による医療費の抑制と、負担の公平化を図るための適正な賦課と徴収率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度については、高齢化の進展により、高齢者の医療費は年を追うごとに増加の一途を辿っています。その医療費を賄うべき保険料の更なる徴収率の向上に努めます。

## 計画

### ① 市民の健康づくりの推進

疾病予防、早期発見、早期治療など、市民の健康づくりの推進に努めます。

### ② 高齢者の健康対策の推進

高齢者の健康対策に努めます。

### ③ レセプト点検（※）の強化

レセプト点検の強化に努めます。

### ④ 適用適正化の推進

資格、医療給付費などの適用適正化に努めます。

### ⑤ 徴収率向上の推進

国保税などの徴収率向上に努めます。

### ⑥ 財政基盤の充実

国保財政基盤の充実に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- ジェネリック医薬品普及促進事業（平成22年度以降）【⑥】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 国民健康保険事業計画（毎年更新）

※レセプト点検…医療機関等から療養の給費に関する費用の請求があったとき、それが正しいかどうかを点検すること

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 児童福祉

### 現況と課題

児童を取り巻く社会環境は、最近の重大な社会問題となっている児童虐待や育児放棄などにより極めて厳しい状況となっています。

こうしたことから、本市では、次代を担う子どもたちを心身共に健やかに育み、保護者の子育てに対する不安や願いに応えるための環境づくりを目的として、平成20年10月から小学校終了までの医療費の無料化を実施、平成22年10月からは更に中学生まで拡大し、義務教育終了までの医療費の無料化を実施するとともに、平成21年度に「次世代育成支援行動計画」の見直しを行い、平成22年度から5年間の「後期計画」を策定し各種取り組みを進めています。

園児数の推移は表のとおりです。少子化により園児数が年々減少しており、施設の規模や配置の適正化を図るため統廃合が課題となっていて、少子高齢化が進む中、1小学校区に1保育園を基本に小規模保育園の統廃合をすすめています。

また、小中学生の健全育成を図るために、正和、手代岡、貝礎の3地区に児童館を設置し、NPO法人人権ネットすくもに委託し事業を行っています。

今後も保育所機能の充実や適切な施設配置、地域や小・中学校などと連携した取り組みが求められています。

入所児童数の推移

(単位：人)

|       | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所児童数 | 770    | 742    | 700    | 685    | 676    |

各年とも4月1日現在  
公立・私立保育所と幼稚園の合計

### 基本方針

次代を担う子どもたちを心身共に健やかに育み、保護者の子育てを支援するため、「次世代育成支援行動計画」に沿って、保育所機能の充実や適切な施設配置など、児童福祉施策を総合的に推進します。



## 計 画

### ① 保育所機能の充実

保育所の機能の充実と職員の資質の向上を図ります。

### ② 適切な施設配置の推進

施設の規模や配置の適正化を図るため保護者や地域の理解を得る中で、1小学校区に1保育園を基本とし、統廃合を推進します。

### ③ 要保護児童の処遇充実

要保護児童の実態把握に努め、処遇の充実を図ります。

### ④ 地域や学校との連携強化

児童館の活用や地域や小・中学校などとの連携を強化します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 次世代育成支援対策交付金事業（毎年度）【全般】
- 認可外保育施設支援事業（毎年度）【①】
- 保育士研修等事業（毎年度）【①、②】
- 多子世帯保育料軽減事業（毎年度）【全般】
- 「宿毛市子ども支援ネットワーク委員会」体制強化【③、④】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～26年度）



目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 母子、父子及び寡婦福祉

### 現況と課題

本市の母子・父子世帯は、離別などにより増加傾向にあります。

母子・寡婦世帯においては、就労の場も少なく経済的、社会的に不安定な状態にあり、生活基盤の確立が重要な課題です。また、児童の健全育成のため、母子、父子福祉に関して相談業務のより一層の充実を図る必要があります。

児童扶養手当受給者の推移

(単位：人)

|     | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 247    | 258    | 277    | 287    |

各年とも年度末（3月31日）現在

### 基本方針

児童の健全育成や、寡婦世帯の生活の安定化のため、母子・父子及び寡婦世帯の自立の推進と相談業務の充実及び生活の安定を促進するとともに、相談業務の充実を図ります。



## 計 画

### ① 自立の支援の充実

母子・父子・寡婦世帯に就業援助を行ない、安定した就労により自立の支援を図ります。母子世帯のうち生活や児童の養育等家庭環境に問題がある世帯については、母子生活支援施設への入所により自立と生活の安定を図ります。

### ② 相談業務の充実

生活の自立と安定のための、相談業務の充実を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 母子家庭自立支援事業（毎年度）【全般】
- 「家庭児童相談室」体制強化（毎年度）【②】
- 「宿毛市子ども支援ネットワーク委員会」体制強化（毎年度）【全般】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 障害者福祉

### 現況と課題

本市の障害者手帳所持者は表のとおりです。市内には障害者の入所施設として、「宿毛授産園」、「宿毛育成園」、「幡多希望の家」の3施設があり、それぞれ障害程度に応じて、必要なサービスを提供しています。

各施設では、入所支援だけでなく、在宅障害者に対する短期入所や居宅介護、相談支援なども行ない、障害者福祉の充実を図っています。

また、個々の障害程度に応じて、更生医療や補装具・日常生活用具の給付、福祉医療費の助成なども行い、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。

障害者の自立した地域生活や社会参加を促進するため、関係機関が連携しながら、居宅介護や短期入所、移動支援事業などの在宅サービスに重点を置いた取り組みが必要となっています。また、個々の市町村ではサービス提供体制に限界があるため、幡多圏域では、「高知県障害福祉計画」に基づき、市町村間及び事業所間で取り組む必要があります。

障害者手帳所持者数

(単位：人)

|            | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級  | 6級 | 合計   |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 視覚         | 36  | 28  | 12  | 13  | 12  | 14 | 115  |
| 聴覚・平衡感覚    | 2   | 41  | 23  | 31  | 0   | 46 | 143  |
| 音声・言語・そしゃく | 0   | 0   | 9   | 4   | 0   | 0  | 13   |
| 肢体不自由      | 168 | 158 | 134 | 173 | 90  | 39 | 762  |
| 内部         | 183 | 1   | 45  | 142 | 0   | 0  | 371  |
| 合計         | 389 | 228 | 223 | 363 | 102 | 99 | 1404 |

平成22年3月31日現在

知的障害者（療育手帳）

(単位：人)

| A | A1 | A2 | B | B1 | B2 | 合計  |
|---|----|----|---|----|----|-----|
| 6 | 41 | 59 | 2 | 70 | 44 | 222 |

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳） (単位：人)

| 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|----|----|----|----|
| 5  | 53 | 14 | 72 |



## 基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる社会づくりを目指し、ノーマライゼーション（※）の理念に基づき、ボランティアの育成や、関係機関や地域の連携などを推進します。

## 計画

### ① ボランティアの育成や市民啓発の充実

ノーマライゼーションの実現に向け、ボランティア団体と連携を図りながら各種イベントなどを通じてボランティアの育成や市民啓発に努めます。

### ② 安心して生活できる地域づくりの推進

保健・福祉・医療など関係機関との連携を強化し、障害の早期発見や障害者等が地域社会で安心して生活できる地域づくりに努めます。

### ③ 在宅福祉の推進

居宅介護や短期入所、日常生活用具の給付など在宅福祉施策を推進します。

### ④ 障害児保育の充実

障害児保育の充実を図ります。

### ⑤ 障害者の自立支援の促進

各種の助成制度や補助制度を活用しながら、障害者等の自立に向けての支援と社会参加を促進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 障害者自立支援給付事業（毎年度）【③、⑤】
- 地域生活支援事業（毎年度）【①、②、③、⑤】  
（手話奉仕員養成講座（平成22年度～）【①、②】）
- 重度心身障害児・者医療費助成事業（毎年度）【④】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 高知県障害福祉計画（高知県、平成21年度～23年度）
- 宿毛市障害者計画（平成19年度～23年度）
- 宿毛市障害福祉計画（平成21年度～23年度）

※ 「ノーマライゼーション」：障害者が家庭や地域で障害を持たない人と同等に生活し、活動できる社会づくり

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 低所得者福祉

### 現況と課題

本市の生活保護世帯は表のとおりです。

本市における生活保護の動向は、社会・経済情勢などにより増加傾向にあります。

世帯類型別では、高齢者世帯、傷病・障害者世帯が大半を占めるものの、就労機会の激減による就労収入の減少や、多重債務などに起因する生活困窮者からの相談も増加しています。

今後も個々の実態を踏まえて、被保護者等の社会参加、自立更生のため、適切な支援を図る必要があります。

生活保護状況の推移

|       | 被保護世帯数(件) | 被保護人員(人) | 保護率(‰) |
|-------|-----------|----------|--------|
| 平成18年 | 130       | 154      | 6.1    |
| 平成19年 | 140       | 169      | 6.9    |
| 平成20年 | 152       | 184      | 7.6    |
| 平成21年 | 169       | 204      | 8.5    |
| 平成22年 | 201       | 244      | 10.4   |

各年とも4月1日現在  
 ‰(パーミル)とは、千分率の単位である。  
 (参考)高知県  
 平成22年4月現在 24.9%

### 基本方針

低所得者の自立更生のため、ケースワーカーのより一層の資質の向上を図るとともに、的確に実態を把握し、被保護世帯に対する支援を充実させ、適正な保護の実施に努めます。



## 計 画

### ① 稼働年齢層の指導援助の充実

稼働年齢層の自立更生に関する指導援助に努めます。

### ② 社会保障制度の利用促進

社会保障制度に基づく給付および施策利用の促進を図ります。

### ③ 適正な保護の実施

保護対象者の生活実態を正確に把握し、制度・基準に基づく的確な援助の実施など適正な保護の実施に努めます。

### ④ 相談体制の充実

今後も相談の増加が予想されるため、民生委員や関係機関とも連携し相談体制の充実に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 生活保護適正実施推進事業（毎年度）【全般】

### [関連計画名（国・県・市）]

特にありません。



目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 地域福祉

### 現況と課題

少子高齢社会の到来や深刻な経済不況などによって、生活上の支援を要する高齢者、障害者、子どもなどは隣近所の助け合いや地域の繋がりの薄れなどにより、一層厳しい状況におかれています。

また、生活不安（災害含む）、ストレス、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど社会問題が増えてきています。

このような状況の中で、行政の行なう限られた公的サービスだけでは市民の抱えている様々な生活課題を解決することは困難な状況となっています。

このため、市民が直接参加して行政とともに地域づくりを目指す「地域福祉計画」策定を平成20年に中角地区をモデル地区として策定しましたが、他の地区でも地域福祉計画を策定し、住みなれた地域で誰もが安心して「しあわせ」に暮らせるように「助け合い、支え合い、共に生きる」ことを目指して、市民と行政の協働作業により各地域での仕組みづくりを進める必要があります。

### 基本方針

「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる、人に優しい福祉のまちづくりのため、「地域福祉計画」を策定し、市民との協働での仕組みづくりや、関係機関との連携などを推進します。





## 計 画

### ① 「地域福祉計画」の策定

地域福祉の充実を図るため、市民が直接参加して行政とともに地域づくりを目指す「地域福祉計画」を策定し、様々な課題への対応を図ります。

### ② 地域福祉の市民との協働での仕組みづくり

「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできるまちづくりのため、市民と行政の協働による仕組みづくりを行います。

### ③ 関係機関との連携調整の推進

地域福祉活動の振興を図るとともに、各種相談事業の支援、関係機関や地域代表者や民生委員との連携調整を推進します。

### ④ ボランティア育成と啓発の充実

地域の自主活動を助長するため、ボランティアの育成と市民の啓発に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 「地域福祉計画」の策定【全般】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～26年度）
- 宿毛市高齢者保健福祉計画（平成21年度～23年度）
- 宿毛市障害者計画（平成21年度～23年度）

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 高齢者福祉

### 現況と課題

本市の高齢者人口の推移は、表のとおりであり、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

本市では、高齢者対策の一環として、各地域の集会所などを活用して食事やレクリエーションなどの提供を行うデイサービスや食の自立支援事業などのサービスを提供しています。特にデイサービスにおいては、「地域で共に支えあい助け合う」との精神に基づき、地元の女性ボランティアが主体となった食事の提供などが、多くの方たちの協力により地道に取り組まれています。

また、市内には46の老人クラブが組織され、それぞれが環境美化などの社会奉仕活動をはじめスポーツ、研修などの取り組みを中心に活動しています。毎年開催している「生きがい大学さくら学園」においては、高齢者の知識の高揚を図るとともに生きがいづくりを推進しています。就労に関しては、「シルバー人材センター」に約100名が会員登録され、様々な職場で活躍されています。

引き続き、生きがいづくりとしての事業の積極的な推進や、高齢者が在宅で安心して生活ができるよう介護予防の視点に立った効果のある高齢者福祉サービスの提供と支援が求められています。

高齢者人口の推移

| 年度     | 総人口     | 高齢者数<br>(満65歳以上) | 高齢化率  |
|--------|---------|------------------|-------|
| 平成18年度 | 24,070人 | 6,369人           | 26.46 |
| 平成19年度 | 23,888人 | 6,456人           | 27.03 |
| 平成20年度 | 23,599人 | 6,532人           | 27.68 |
| 平成21年度 | 23,339人 | 6,573人           | 28.16 |
| 平成22年度 | 23,103人 | 6,569人           | 28.43 |

住民基本台帳による  
各年度とも4月1日現在

### 基本方針

高齢者が、健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり、「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる人にやさしい地域づくりを目指し、「宿毛市高齢者保健福祉計画」に基づき、健康、医療、福祉、介護、就労、社会参加、生涯学習、住環境などの観点から総合的な諸施策を推進します。



## 計 画

### ① 高齢者の生きがいづくりの推進

老人クラブの育成、健康増進事業の推進、シルバー人材センターの活動の活性化促進などを通じて高齢者生きがいづくりを積極的に推進します。

### ② 高齢単身者へのサービス・見守り充実

高齢の単身者に対するふれあいの集い、福祉電話の充実、緊急通報システムの拡充、配食サービスなどの事業の実施や、見守り体制の充実を図ります。

### ③ 環境整備の推進

ボランティアの育成、高齢者の福祉に対する市民全体の関心を高めるため、啓発活動や「宿毛ふれあいまつり」の充実を行い、高齢者社会を支える環境の整備を推進します。

### ④ 介護予防の充実

介護予防の視点に立って高齢者福祉サービスの充実を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 地域元気クラブ活動事業（毎年度）【①】
- 地域老人クラブ活動事業（毎年度）【①】
- 生きがい大学さくら学園の開催（毎年度）【①】
- 「シルバー人材センター」活動【①】
- 食の自立支援事業（配食サービス）（毎年度）【②】
- 「見守りカード」制度（平成22年度～）【②】
- 福祉電話の設置（毎年度）【③】
- 緊急通報装置の設置（毎年度）【④】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市高齢者保健福祉計画（平成21年度～23年度）

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：福祉事務所

## 国民年金

### 現況と課題

市民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送るために生活基盤の安定を保障する年金受給権の確保が重要です。しかし、若年層の年金に関する意識が低く、また長引く経済不況の煽りを受け、失業者や低所得者が増えていることにより保険料の未納者が多く、その対策に取り組んでいます。今後も日本年金機構と協力・連携をとりながら市民への啓発などが必要となっています。

被保険者の推移 (単位：人)

| 年度     | 区分 | 第1号被保険者(※1) |     | 第3号被保険者(※2) | 合計    |
|--------|----|-------------|-----|-------------|-------|
|        |    | 強制          | 任意  |             |       |
| 平成17年度 |    | 5,169       | 62  | 1,144       | 6,375 |
| 平成18年度 |    | 5,094       | 65  | 1,125       | 6,284 |
| 平成19年度 |    | 4,880       | 79  | 1,056       | 6,015 |
| 平成20年度 |    | 4,609       | 98  | 1,038       | 5,745 |
| 平成21年度 |    | 4,390       | 107 | 1,028       | 5,525 |

※1 第1号被保険者：無職・自営業者、学生、フリーター

※2 第3号被保険者：第2号被保険者(会社員・公務員)に扶養されている配偶者

### 基本方針

年金の未加入者や保険料の未納者をなくすよう啓発を強化するとともに、年金制度について理解を求めていきます。



## 計 画

### ① 制度の周知の充実

「広報すくも」により国民年金制度の周知を図ります。

### ② 年金相談の呼びかけ

毎月1回の年金相談の呼びかけを行います。

### ③ 免除制度の勧奨の実施

無年金者にならないための納付及び免除の勧奨に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 出張年金相談（幡多年金事務所、月1回）【全般】

—年金相談窓口—  
日本年金機構 幡多年金事務所  
TEL 0880-34-1616

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：3 | 大綱：5 | 主務課：企画課 | 関係課：総務課

## コミュニティ形成・移住促進

### 現況と課題

住民が主体となった地域のコミュニティ（※）活動がまちづくりの原点となるため、地域のまつりやコミュニティ活動の取り組みに対する支援や活動の拠点となる集会所等の整備を促進してきましたが、現代社会では生活スタイルの多様化や若者の都市部への流出、核家族化や単身世帯の増加など、さらには高齢化などによって、伝統的な地域でのまつりやコミュニティ活動が弱体傾向にあります。

そのため、今後においても住民組織づくりや発掘と育成、ボランティア活動などのソフト面での支援にも力をいれ、少子高齢化社会に対応した多世代交流の機会創出を図るとともに、連帯感に充ちたまちづくりを推進する必要があります。

また、田園風景や森林、海辺での生活に興味を持つ都市部からのIターン、Uターンの移住希望者が増加傾向にあるため、団塊世代や子育て世代、就農・就林・就漁希望者等、様々な移住者のニーズに対応できるよう受け入れ態勢の強化が求められています。

### 基本方針

市内各所の地域づくり・まちづくりのため、各種の地域活動・グループ活動の支援や、地域やグループのリーダーの養成支援、地域グループ間の連携の強化によるコミュニティ活動を促進します。

移住希望者の個々のニーズに対応できるよう住民や関係機関と連携し相談窓口の充実に努め移住促進を図ります。



※ 「コミュニティ」：住民相互の交流



## 計 画

### ① 施設整備の支援

地区自治会などが行うコミュニティ活動のために必要な施設整備を支援します。

### ② 活動支援及びリーダー育成の支援

地域やグループのコミュニティ活動を活性化させるため、リーダーの育成を支援します。

### ③ 地域伝統の伝承

地域の伝統行事や郷土芸能の保存、伝承に取り組みます。

### ④ 地域のぐるみ活動の市民参加の促進

コミュニティの形成を拡充するため、環境美化活動などの地域ぐるみ活動への市民参加を促進します。

### ⑤ 地域と行政の信頼関係構築

コミュニティ形成において、地域と行政の信頼関係構築は欠かせないことから、これまで以上に、行政から積極的に調整などを働きかけるとともに、地域からの声を把握する体制充実に努めます。

### ⑥ 移住の促進

IターンやUターン希望者の相談窓口の充実に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- コミュニティ助成各種事業【全般】
- 宿毛市クリーンデイの実施（年2回）【④】
- 農地・水・環境保全向上対策事業（平成19年度～23年度）【①】
- 中山間地域等直接支払制度（平成22年度～26年度）【①】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：3 | 大綱：6 | 主務課：環境課

## 地球温暖化対策

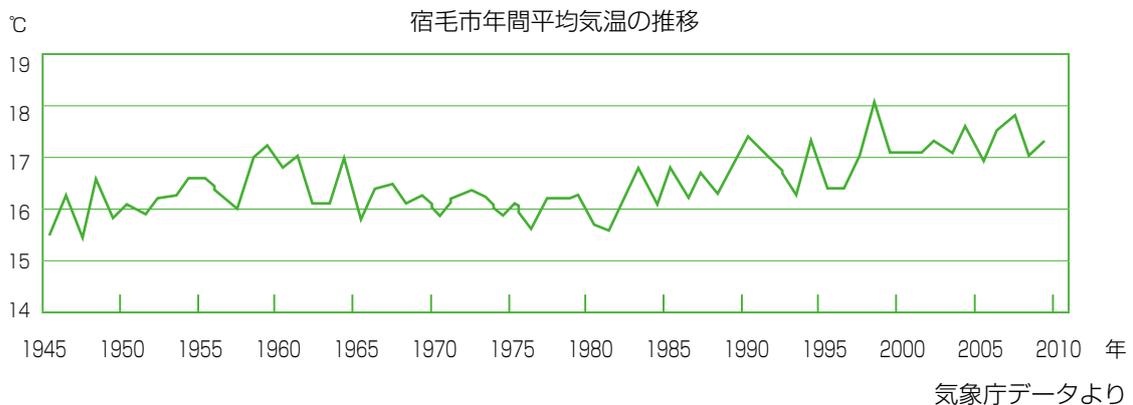
### 現況と課題

人間が地球上で生活していくために必要な温度は、太陽によって温められた地表が放出する熱を、大気中の温室効果ガスが、吸収・再放出（温室効果）することによって保たれています。地球温暖化は、この温室効果ガスの濃度が高くなったため、大気や海洋の平均温度が上昇することにより起きています。

世界の平均気温は、1906～2005年までの100年間で0.74℃上昇し、このまま温暖化が進めば、海水面の上昇・砂漠化・異常気象・自然災害など、生態系へ深刻な影響を与えることが予測され、地球温暖化防止のために世界的な取り組みが進められています。

主な温室効果ガスである二酸化炭素は、産業革命以後、人間が化石燃料を大量に使用し、二酸化炭素を大量に排出することで急激に増加しています。

本市でも、地球温暖化を防止し、住みよい環境を残すためには、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーに取り組み、化石燃料の使用を減らすとともに、太陽光など再生可能な自然エネルギーの導入促進を図っていくことが重要です。



### 基本方針

自然と共生できる持続可能な社会づくりのため、放置すれば着実に進行する地球温暖化に対し、市民との協働で温室効果ガスの発生抑制に努めるとともに、適応策として、農林水産物への影響の把握や対策の検討に努めます。



## 計 画

### ① 市役所における対策の推進

市役所は、事業執行プロセスなどにおいて、率先して地球温暖化対策に努めます。

### ② 情報提供の充実

市内の各事業所の省エネルギー化を進めるため、関係機関と連携して情報提供を行います。

### ③ 啓発・支援の充実

家庭のエネルギー消費は今後も増加していく可能性があり、市民一人ひとりが省エネルギーに取り組むための啓発・支援を行います。

### ④ ごみ減量化の推進

廃棄物焼却による二酸化炭素排出を抑えるため、ごみの分別回収、減量化を引き続き推進します。

### ⑤ 新エネルギー活用推進・検討

自然エネルギーの導入推進や木質バイオマスの利用を検討します。

### ⑥ 森林環境整備の推進

二酸化炭素吸収源である、森林の整備、緑地の保全などに努めます。

### ⑦ カーボン・クレジット制度活用の検討

二酸化炭素の排出削減効果をクレジット化するカーボン・クレジット制度の活用を検討します。

### ⑧ 農林水産物への影響把握及び対策検討

地球温暖化への対応策として、農林水産物へ及ぼす影響の把握と対策の検討に努めます。

## 目標値

市における二酸化炭素排出量(千トン)

|       | 数値            | 増減率(%) |
|-------|---------------|--------|
| 平成2年  | 192           | ± 0.0  |
| 平成19年 | 216           | + 12.8 |
| 平成27年 | 全国動向などにより適宜設定 |        |

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 自然エネルギーの利用促進に関する各種事業 【①、②、⑤】
- 事業者、市民が行う排出抑制活動推進に関する各種事業 【①、②、③】
- 緑地の保全と緑化推進に関する各種事業 【⑥】
- 廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に関する各種事業 【④】

### [関連計画名(国・県・市)]

- 宿毛市環境保全率先行動計画(更新予定)
- 宿毛市バイオマスタウン構想(平成21年3月)
- 高知県温暖化対策地域推進計画(高知県、第3次計画策定中)

目標：3 | 大綱：6 | 主務課：環境課

## し尿処理対策

### 現況と課題

下水道汚泥を除くし尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、許可業者によって幡西衛生処理センターに運ばれて処理され、処理後の汚泥は、幡多クリーンセンターで助燃材として利用されています。

し尿は、浄化槽や公共下水道の普及とともに減少傾向にありますが、浄化槽汚泥については年々増加しており、引き続き適正処理に努める必要があります。

また、沖の島や鵜来島では、これまでし尿は肥料として農地還元されていましたが、高齢化によってその作業が困難となってきており、離島のし尿処理体制整備が望まれています。

し尿・汚泥処理状況

| 年度     | 区分 | 収集人口(人) |        |        | し尿処理施設<br>投入量(k1) |
|--------|----|---------|--------|--------|-------------------|
|        |    | し尿      | 浄化槽    | 合計     |                   |
| 平成17年度 |    | 10,619  | 11,700 | 22,319 | 14,681            |
| 平成18年度 |    | 10,188  | 11,736 | 21,924 | 14,488            |
| 平成19年度 |    | 9,753   | 11,827 | 21,580 | 13,525            |
| 平成20年度 |    | 8,124   | 11,927 | 20,051 | 13,733            |
| 平成21年度 |    | 8,661   | 12,035 | 20,696 | 13,574            |

### 基本方針

公共用水域の水質保全や快適な生活環境を保つため、引き続きし尿や汚泥の適正処理を行うとともに、公共下水道事業認可区域及び集落排水事業実施区域以外の地域における浄化槽の普及に努めます。

離島地域住民の生活環境向上のため、し尿処理体制の整備に努めます。



## 計 画

### ① 浄化槽普及促進

浄化槽設置に対して補助を行い、浄化槽の普及促進に努めます。

### ② 浄化槽の適正管理の推進

浄化槽が適正に管理されるよう、浄化槽設置者に対して啓発、指導を行います。

### ③ 離島における処理体制整備の推進

住民と話し合いを進めながら沖の島・鶴来島のし尿処理体制整備に努めます。

### 目標値

浄化槽・下水道処理人口比率（集落排水含む）（％）

|       | 数値   |
|-------|------|
| 平成17年 | 56.5 |
| 平成21年 | 62.9 |
| 平成27年 | 70.2 |

**【具体的事業・施策】** 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 宿毛市浄化槽設置整備事業補助制度【①】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 宿毛市生活排水処理基本計画（平成22年度～26年度）
- 宿毛市離島振興計画（平成15年度～24年度）
- 高知県離島振興計画（高知県、平成15年度～24年度）



目標：3 | 大綱：6 | 主務課：環境課

## ごみ処理対策

### 現況と課題

ごみの処理は、幡多広域で運営する一般廃棄物処理施設「幡多クリーンセンター」で溶融処理を行うとともに、リサイクルできるものについては、併設された「リサイクルプラザ」でリサイクルの推進に努めてきました。

近年のごみ発生量は減少傾向にあるとはいえ、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会システムが各地で自然破壊を引き起こしていることもあり、ごみを減量・再資源化することによって、環境にやさしい循環型社会へ転換していくことが必要となっています。

また、家電リサイクル法の施行に伴って廃家電製品の不法投棄が増加傾向にあるため、監視・指導体制を引き続き維持し、不適正処理の発生予防に努める必要があります。

ごみ処理状況 (単位：トン)

| 年度     | 区分 | 溶融ごみ    | 資源ごみ  | 埋立ごみ  | 総排出量    |
|--------|----|---------|-------|-------|---------|
| 平成17年度 |    | 8,437.8 | 630.1 | 823.0 | 9,891.0 |
| 平成18年度 |    | 8,045.4 | 596.0 | 912.0 | 9,553.4 |
| 平成19年度 |    | 7,871.6 | 587.2 | 681.7 | 9,140.6 |
| 平成20年度 |    | 6,618.3 | 543.2 | 634.7 | 8,796.2 |
| 平成21年度 |    | 7,798.8 | 576.1 | 833.4 | 9,208.3 |

### 基本方針

循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政のそれぞれの責任を明確にし、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再利用）の3R推進に努めます。さらには、地域のバイオマス資源の利活用を目的とし、バイオマス堆肥化工場の整備を推進します。





## 計 画

### ① 3Rの啓発活動推進

家庭や事業所などに対し、ごみの減量・再資源化について効果的な啓発活動を行います。

### ② 不適正処理の予防推進

野外焼却・不法投棄などの不適正処理の発生を予防するため、引き続き環境指導員などによる監視・指導を関係機関と連携を密にして推進します。

### ③ バイオマスの堆肥化等による減量化の推進

現在、熔融処理されている生ごみなどのバイオマス資源を堆肥化して有効利用を図るため、バイオマス堆肥化工場の整備を推進します。

### ④ ごみ減量化の推進

廃棄物溶融量の減量化のため、ごみの分別回収、リサイクルを推進します。

#### 目標値

市における二酸化炭素排出量(千トン)

|       | 数値   | 増減率(%) |
|-------|------|--------|
| 平成17年 | 9891 | + 7.4  |
| 平成21年 | 9208 | ± 0.0  |
| 平成27年 | 8750 | - 5.0  |

#### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- バイオマス堆肥化工場整備事業（平成20年代前半完成目標）【③】
- コンポスト（※）購入に対する補助【②、④】

#### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市一般廃棄物処理実施計画（毎年更新）
- 宿毛市バイオマスタウン構想（平成21年3月）

※コンポスト：生ごみ堆肥化容器

目標：3 | 大綱：6 | 主務課：環境課 | 関係課：産業振興課、商工観光課

## 環境・景観保全

### 現況と課題

宿毛市は、温暖な気候と恵まれた自然環境を有しています。宿毛湾を中心とする周辺海域は水産漁業を支え、市面積の約8割を占める森林は、林産物の生産、水資源の涵養などといった地域住民の生活と深く関わっています。しかし、これらの生活と密着した自然環境は、近年の生活様式の変化や産業活動によって地球温暖化や廃棄物、身近な自然の破壊などといった問題が顕在化してきており、後世に豊かな自然を残し持続可能な社会づくりを行うためには、行政・事業者・市民が積極的に環境保全活動に取り組む必要があります。

### 基本方針

自然との共生が持続ができる社会づくりと、次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、適切な森林整備の促進、人工公園の維持・管理、環境保全活動やイベントの開催を推進します。





## 計 画

### ① 環境保全活動の実施

市内全域を対象とした清掃活動や環境学習などの環境保全活動を行います。

特に宿毛湾については、美しい景観を有するとともに、豊かな水産資源の宝庫となっていることから、「里海」の概念を取り入れ、海と関わる人々・組織と連携して、ゴミの発生抑制・回収などの保全活動に加え、藻場造成などの環境創造にも努めます。

### ② 自然環境に配慮した森林整備を促進

自然環境に配慮した林業経営、森林整備を促進します。

### ③ 公園等の整備・維持管理の推進

人々が自然に親しみふれあう憩いの場づくりのため、咸陽島公園や篠山、松田川など河川流域や海域周辺などの、自然環境・景観の保全に努め、公園や緑地の整備、維持管理を推進します。

### ④ 自然をテーマとしたイベント等の支援

豊かな自然をアピールするとともに自然環境の保全を呼びかけるため、フォトコンテストなどのイベントを支援します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 市内排水路一斉清掃の実施（毎年）【①】
- 宿毛市クリーンデーの実施（年2回）【①、③】
- だるま夕日、宿毛の四季フォトコンテスト（各年1回）【④】
- 森林整備・林業各種事業【②】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市森林整備計画（平成19年度～28年度）
- 高知県温暖化対策地域推進計画（高知県、第3次計画策定中）

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：総務課 | 関係課：企画課、建設課、宿毛消防署

## 防災対策

### 現況と課題

市民生活に大きな影響を及ぼす地震・風水害等の災害は、日頃から発生に備えて十分な安全対策を講じておく必要があります。

このため、本市では、災害対策基本法に基づく「宿毛市地域防災計画」の策定、総合防災訓練の実施、危険箇所の改修及び地域住民の防災意識の高揚を図るための広報活動等、各種の災害対策事業を実施するとともに、近い将来、高い確率で発生が予想される南海地震対策についても、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修助成事業の実施及び津波避難道の整備などに取り組んでいます。

自主防災組織については、南海地震をはじめとするあらゆる災害から市民の生命・財産を守るために最も重要であると考えており、本市においてもそれぞれの地域において、その組織化及び育成に努めています。

また、高齢者や障害者などの要援護者を被災から守るための施策についても、災害情報の伝達体制や避難支援体制の整備に取り組んでいます。

一方、消防体制については、幡多西部消防組合と地区単位の消防団によって組織されており、消防庁舎等をはじめとする消防施設の整備や消防技術の向上はもとより、救急活動の高度化に対応するための救急救命士の養成にも取り組んでいます。

今後も治水・治山対策の整備の促進や防災諸施設の整備、南海地震対策などの推進と各地域における自主防災組織の組織化・育成に努め、市民の防災意識の高揚を図るとともに、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりの取り組みが必要となっています。

▶火災発生状況及び木造住宅耐震診断等実施状況については、P102のとおり

### 基本方針

市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、治水・治山対策や消防施設などの防災施設の整備をはじめ、組織の充実、南海地震対策、自主防災組織の組織化・育成、要援護者対策など防災対策の充実に努めます。

また、市民の防災意識の高揚と防災関係機関の技術の向上を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織を中心とした地域の防災力の向上に努めます。



## 計 画

### ① 防災対策基盤の整備推進

治水・治山対策や耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。

### ② 住宅耐震化対策の推進

木造住宅耐震診断事業や木造住宅耐震改修助成事業などをはじめとする南海地震対策を推進します。

### ③ 自主防災組織の充実

「自助、共助、公助」の観点から、行政と地域・住民の役割分担について調整し、自主防災組織の組織化・育成を図ります。

### ④ 啓発活動、防災訓練の実施

防災意識の高揚や防災力の向上のため、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練を実施します。

### ⑤ 防災・消防体制の強化

防災・消防体制の強化・充実に努めます。

### ⑥ 要援護者対策の推進

災害時要援護者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に行うための対策を推進します。

### ⑦ 住宅用火災警報器の普及促進

消防法の改正により義務化された住宅用火災警報器の普及促進を図ります。

### ⑧ 避難路及び誘導灯の整備

安全な避難路の整備・確保を行うとともに、夜間等の避難の際に重要となる照明・誘導灯の設置を推進します。

照明・誘導灯の設置にあたっては、太陽光発電を利用した設備の導入に努めます。

### ⑨ 避難所における緊急支援物資の確保

災害発生時における、水や食料等の確保・備蓄に努めます。

### ⑩ ハザードマップの市民への周知等の推進

津波ハザードマップなどの市民への周知を推進するとともに、必要に応じて掲載内容の改良を行います。

## 目標値

「自主防災組織」組織率(%)

|       | 組織数 | 組織率(%) |
|-------|-----|--------|
| 平成17年 | 29  | 43.02  |
| 平成22年 | 69  | 84.29  |
| 平成27年 | 100 | 100    |

※組織率は、全世帯に対する加入世帯の割合

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 治水・治山事業（適宜）【①】
- 耐震性貯水槽整備事業（適宜）【①】
- 木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修助成事業（平成16年度以降）【②】
- 自主防災組織組織化支援（平成15年度以降）【③】
- 防災研修及び防災訓練実施（毎年）【④】
- 消防庁舎建設（平成22～24年度）【⑤】
- ポンプ車等資機材整備（適宜）【⑤】
- 救急救命士の養成（適宜）【⑤】
- 情報伝達体制や避難支援体制の整備（平成12年度以降）【⑥、⑧、⑨】
- 住宅用火災警報器の普及促進（平成18～23年度）【⑦】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 高知県地域防災計画（高知県、平成18年度以降）
- 宿毛市地域防災計画（平成12年度以降）
- 宿毛市避難支援プラン（平成23年度以降）

火災発生状況

（単位：件、千円）

| 年度     | 建 物 |         | 山林・原野 |     | その他 |       | 総 数 |         |
|--------|-----|---------|-------|-----|-----|-------|-----|---------|
|        | 件数  | 損害額     | 件数    | 損害額 | 件数  | 損害額   | 件数  | 損害額     |
| 平成18年度 | 8   | 106,490 | 0     | 0   | 1   | 4,880 | 9   | 111,370 |
| 平成19年度 | 5   | 17,457  | 0     | 0   | 0   | 0     | 5   | 17,457  |
| 平成20年度 | 4   | 19,595  | 0     | 0   | 1   | 484   | 5   | 20,079  |
| 平成21年度 | 7   | 44,387  | 0     | 0   | 2   | 52    | 9   | 44,439  |
| 平成22年度 | 4   | 11,304  | 0     | 0   | 1   | 224   | 5   | 11,528  |

※平成22年度は、平成22年9月末現在

木造住宅耐震等実施状況

（単位：件）

| 年度     | 区 分 | 診 断 | 設 計 | 改 修 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 平成18年度 |     | 14  | 0   | 0   |
| 平成19年度 |     | 15  | 0   | 0   |
| 平成20年度 |     | 11  | 0   | 0   |
| 平成21年度 |     | 3   | 1   | 1   |
| 平成22年度 |     | 5   | 0   | 0   |

※平成22年度は、平成22年9月末現在



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：建設課

## 治水対策

### 現況と課題

本市は、一級河川中筋川、二級河川松田川などの豊かな水資源に恵まれ、各河川では魚釣り、水遊び、散策、ジョギングなどが行われています。中筋川では、蛍湖まつりが毎年実施され自然環境にマッチした市民に親しまれるイベントが定着し、松田川は、河戸堰下流の河川敷にある親水公園が宿毛市最大のイベントである宿毛まつりのメイン会場として使用され、市民の憩いの場ともなっています。

しかしながら、毎年のように襲来する台風や豪雨により浸水被害を被ってきたため、中筋川、松田川にそれぞれ国、県によりダムが建設されています。松田川は坂本ダムにより近年は浸水被害は減少していますが、中筋川においては中筋川ダム完成後も国道などの道路や住家、農地が長時間冠水する多大な内水被害を頻繁に受け、経済的損害が発生しています。

このため、中筋川には横瀬川ダムの建設は不可欠であると考えられていて、他の河川も含めて、河川改修や河道掘削等の事業を推進していくことが必要となっています。

中筋川流域における過去の浸水被害状況

| 洪水発生  |     |       | 被害状況  |      |      | 国道56号<br>通行止時間 |
|-------|-----|-------|-------|------|------|----------------|
|       |     |       | 浸水面積  | 床上浸水 | 床下浸水 |                |
| 平成15年 | 5月  | 台風4号  | 274ha | 2戸   | 23戸  | 15時間           |
| 平成16年 | 8月  | 台風10号 | 368ha | 13戸  | 48戸  | 18時間           |
| 平成16年 | 10月 | 台風23号 | 433ha | 29戸  | 52戸  | 24時間           |
| 平成18年 | 9月  | 台風14号 | 547ha | 19戸  | 48戸  | 25時間           |
| 平成19年 | 7月  | 台風4号  | 472ha | —    | 2戸   | 5時間            |

### 基本方針

地域経済に大きな損害が発生する浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るため、横瀬川ダムの建設を促進するとともに、治水と環境のバランスにも配慮した治水対策を促進します。



## 計 画

### ① 一級河川中筋川の総合的な治水対策の推進

中筋川については、国土交通省などと連携し、横瀬川ダムの建設促進に向けた取り組みを強化し、流入河川を含めた河床掘削等の事業を推進します。

### ② 二級河川改修事業推進

二級河川については、管理者である高知県と連携を強化し、河川改修事業や河床掘削等の事業を推進します。

### ③ その他河川の安全度向上

治水安全度の向上のため、その他の河川についても、河道掘削等の事業を推進します。

## 目標値

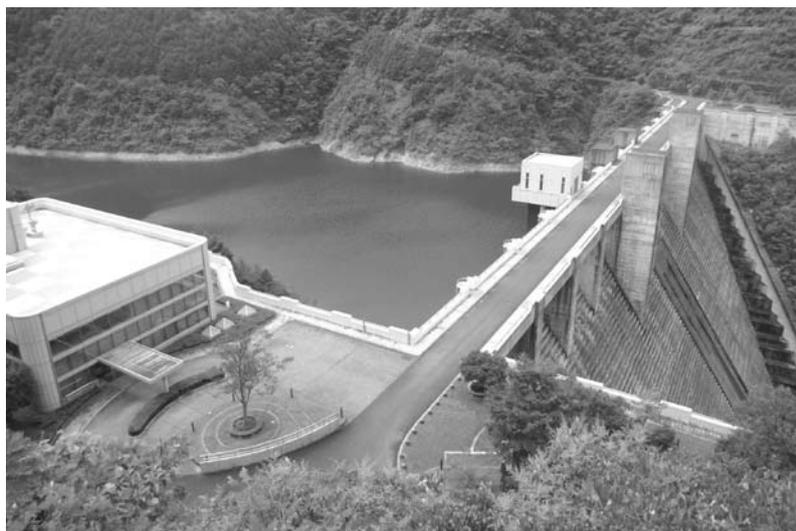
今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 中筋川総合開発事業（国土交通省、平成2年度～27年度）【①】
- 松田川広域河川改修事業（高知県、昭和50年度～平成29年度）【②】
- 与市明川総合流域防災事業（高知県、昭和45年度～平成33年度）【③】
- 市単独河川整備事業（毎年）【③】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 渡川水系中筋川河川整備計画（国土交通省、平成14年度～平成33年度）



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：総務課

## 交通安全対策

### 現況と課題

車社会の進展に伴い、市民生活等の利便性が向上した反面、日常生活圏の拡大などによる影響で、自動車交通量が増大し、市民をとりまく交通環境は一層厳しくなっており、本市でも交通事故が後を絶たない状況にあります。

また、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の交通事故も今後ますます増えることが予想されます。

近年の交通事故は、安全意識や交通モラルに原因のあるものが増えていると考えられます。交通事故をゼロにすることは市民共通の目標であることから、交通安全に対する市民一人ひとりの意識改革や運転者、歩行者などの交通マナーの向上、高齢者交通事故防止対策、飲酒運転の根絶など、交通安全関係団体との連携を密にした交通安全対策や交通安全教育の普及徹底を推進する必要があります。

交通事故発生状況

(単位:件、人)

| 区分<br>年度 | 発生件数 |     | 死者数 |     | 負傷者数 |     |
|----------|------|-----|-----|-----|------|-----|
|          |      | 高齢者 |     | 高齢者 |      | 高齢者 |
| 平成18年度   | 124  | 57  | 0   | 0   | 171  | 51  |
| 平成19年度   | 127  | 64  | 3   | 0   | 179  | 48  |
| 平成20年度   | 103  | 50  | 2   | 2   | 129  | 38  |
| 平成21年度   | 106  | 50  | 1   | 0   | 139  | 33  |
| 平成22年度   | 68   | 35  | 3   | 3   | 85   | 20  |

※平成22年度は、平成22年9月末現在

### 基本方針

総合的な交通安全対策を図るため、交通安全教育による安全思想の普及徹底、高齢化社会や高速交通時代に対応した道路環境の整備を推進します。



## 計 画

### ① 各種ソフト対策の実施

交通安全関係諸団体との連携を図り、高齢者、子どもなど、交通弱者の事故防止、シートベルト、チャイルドシートの着用の徹底、飲酒運転や信号無視、運転中の携帯電話使用の根絶などについて、各種交通安全対策事業の実施や研修会、広報紙などを活用し、啓発を行うとともに、市民総ぐるみの運動として交通安全教育を推進します。

### ② 道路環境の整備促進

交通安全施設など道路環境の整備を促進します。

### ③ 長期的施策の推進

第9次「宿毛市交通安全計画」（平成23年度～平成27年度）に基づき、交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な施策を推進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 交通安全事業・教育の実施（適宜）【①、③】
- カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設整備事業（適宜）【②】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市交通安全計画（平成23～27年度）



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：総務課 | 関係課：企画課

## 防犯対策・消費生活

### 現況と課題

犯罪のない安全・安心な暮らしは、市民共通の願いです。

しかしながら、各種犯罪の発生件数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している状況であり、今後もその傾向は続くものと予想されます。

特に、最近では、犯罪の低年齢化が進み、少年非行防止などの犯罪防止運動を積極的に推進する必要があります。

また、電話による詐欺事件や不審者の出没など、高齢者や児童・生徒を狙った犯罪や消費生活上、様々なトラブルに見舞われる事態が発生しており、今後も関係機関が連携を深め、犯罪防止・被害防止に向けた活動を積極的に推進する必要があります。

犯罪発生状況

(単位：件)

| 区分<br>年度 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 総数  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成18年度   | 0   | 14  | 208 | 14  | 3   | 56  | 295 |
| 平成19年度   | 4   | 7   | 193 | 17  | 5   | 55  | 281 |
| 平成20年度   | 0   | 10  | 206 | 13  | 0   | 21  | 250 |
| 平成21年度   | 2   | 3   | 193 | 11  | 0   | 30  | 239 |

### 基本方針

安全・安心な市民生活の確保のため、関係機関及び市民・地域が一体となった、犯罪防止運動や防犯設備の整備などに努め、消費生活トラブル未然防止の取り組みを推進します。



## 計 画

### ① 関係機関の組織強化

宿毛地区地域安全協議会など、関係機関の組織強化と充実を図ります。

### ② 防犯意識向上方策の推進

犯罪のない明るい社会を実現するため、広報紙等を活用し防犯意識の向上を図ります。

### ③ 犯罪防止運動の推進

宿毛地区暴力追放推進協議会、宿毛警察署、宿毛海上保安署等関係機関と連携し、暴力追放、少年非行防止、不審者対策、密航・密輸の防止など犯罪防止運動を積極的に推進します。

### ④ 防犯設備の整備推進

街灯などの防犯設備の整備を図ります。

### ⑤ 消費生活トラブルの未然防止体制の充実

消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、被害ケース・対処方法の紹介や注意喚起を広報媒体を用いて行うとともに、被害にあった方への迅速な対応として相談体制の充実を図ります。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 関係機関との連携による犯罪防止活動（適宜）【①～③】
- 宿毛市防犯灯設置費補助制度（平成5年度以降）【④】
- 消費生活の苦情や多重債務の相談窓口の充実【⑤】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：企画課 | 関係課：建設課、商工観光課、産業振興課

## 土地利用・都市計画

### 現況と課題

本市は全般的に、山岳、丘陵地によって構成されており、篠山の主峰を頂点として東部と宿毛湾に向かって町並みが開け、宿毛湾には離島、沖の島・鷗来島を擁しています。総面積の約8割は森林で占められており、残りが農用地、道路、宅地などに利用されています。

一方、地価の動向については、宿毛市内全ての公示地点で下落傾向にあり、特に商業地域の下落幅は拡大しています。

地域の均衡ある発展と土地の有効利用を図るうえでも、地価の安定が重要となっています。

また、旧城下町に形成された中心市街地は、古くから都市機能が集積され、公共・商業施設・住宅が密集して立地していますが、近年、土佐くろしお鉄道の開通により、中心市街地から駅周辺地区への店舗及び住居の移転が進行し、中心市街地の都市・商業機能の空洞化や都市人口の流出に歯止めが利かない状況となっています。

今後も中心市街地や宿毛駅周辺市街地の連携と均衡を保ちながら、活力と集客力の高い元気のあるまちづくりを進めていく必要があります。

地目別面積

|     | 平成21年度 |     |
|-----|--------|-----|
|     | (ha)   | (%) |
| 山林  | 15,200 | 66  |
| その他 | 5,043  | 22  |
| 田   | 1,207  | 5   |
| 畑   | 654    | 3   |
| 宅地  | 459    | 2   |
| 雑種地 | 253    | 1   |
| 原野  | 123    | 1   |
| 池沼  | 21     | 0   |
| 牧場  | 1.2    | 0   |
| 合計  | 22,960 | 100 |

固定資産概要調書



## 基本方針

土地は、限られた資源であるとともに、日常の諸活動の基盤となるものであることから、自然環境の保全に配慮しつつ、公共の福祉や健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として有効利用を促進します。

また、中心市街地については、駅前の商業地との連携を取りながら、「公園の中にあるまち」、高齢者・子どもに優しい活力溢れるまちづくりを目指し、住民と協働で「宿毛市中心市街地活性化基本計画（平成23年度中申請予定）」の策定を踏まえ、事業者への支援と施設整備の推進を行います。

## 計画

### ① 農用地の保存の促進

農用地については、食料供給機能はもとより保水・洪水調整機能などの生活環境を守る観点からも、都市的土地利用との調整を十分に図りつつ適正な保存を促進します。

### ② 森林の保全・整備の促進

森林については、自然環境の保全、災害防止などの公益的機能を持つとともに、緑地や景観機能により生活のゆとりと潤いをもたらすことから、広葉樹林の確保に十分留意しながら、人工林の整備を促進します。

### ③ 工業用地周辺環境整備の促進

工業用地については、近隣の居住環境や既存産業と調和のとれた生産環境の形成を目指し、工業用地周辺の環境整備を促進します。

### ④ 駅前と連携の取れた中心市街地の再構築

商業地については、駅前の商業地と連携を取りながら、中心市街地の「公園の中にあるまち」、高齢者・子どもに優しい活力溢れるまちづくりを目指し、地元商工業者と住民と行政との協働で「宿毛市中心市街地活性化基本計画（平成23年度中申請予定）」を策定し、事業者への支援と施設整備を推進します。

### ⑤ 安全で快適な宅地環境整備の促進

宅地については、市民や企業の宅地需要に対応するとともに、安全で快適な居住環境を形成するため、公園の確保や道路の拡幅など居住環境の整備を促進します。

### ⑥ 公園整備及び緑地の保全の推進

公園と緑地については、自然環境の保全、多様化するスポーツ、レクリエーション活動や防災への対応などの観点から、公園の整備と緑地の保全を推進します。

### ⑦ 都市防災機能を有する街路整備

道路については、都市防災機能を考慮した街路整備を推進します。

### ⑧ 国土調査の推進

各種事業実施を円滑に進めていくため、土地の基本情報を整備する国土調査を推進します。

目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 関社会資本整備総合交付金事業（平成22年度以降）【⑥、⑦】
- 宿毛都市再生整備事業（まちづくり交付金事業）（平成23年度～27年度）【④、⑥】
- 都市防災推進事業（平成21年度～23年度）【④、⑦】
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（平成23年度～27年度）【④、⑥】
- 公立学校施設整備費国庫負担事業（平成23年度以降も実施）【④】
- 安心・安全な学校づくり交付金（平成23年度以降も実施）【④】
- 農地・水・環境保全向上対策事業（平成19年度～23年度）【①、②】
- 中山間地域等直接支払制度（平成22年度～26年度）【①、②】
- 森林整備地域活動支援交付金（平成21年度～25年度）【②】
- 市有林整備事業（平成21年度以降）【②】
- 地域林業総合支援事業（平成12年度以降）【②】
- 国土調査事業（昭和57年度以降）【⑧】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 宿毛市中心市街地活性化基本計画（平成23年度中申請予定）
- 宿毛市都市計画マスタープラン（平成23年度～24年度）
- 宿毛農業振興地域整備計画（昭和44年以降）
- 宿毛市森林整備計画（平成19年度～28年度）
- 宿毛湾港湾計画（平成14年度以降）



人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：建設課 | 関係課：企画課

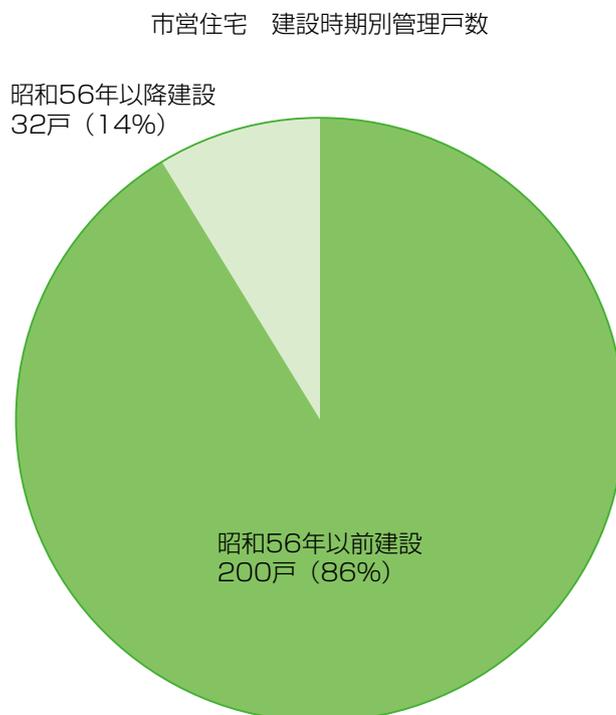
## 住宅環境

### 現況と課題

本市の住宅事情は、厳しい社会情勢の中、長引く景気の低迷により、平成8年度をピークに建築件数が大幅に減少しています。

住宅整備は、市民の生活向上の最も重要な施策の一つであることから、市営住宅と民間住宅との機能分担に務め、良好な居住環境の整備推進に取り組む必要があります。

また、災害に備えた住環境整備事業を積極的に進める必要があります。



### 基本方針

豊かで潤いのある生活実現のため、住宅供給に関する基本計画を立案し、市営住宅と民間住宅の機能分担に努めながら、災害に強い住宅及び住宅環境整備を推進します。



## 計 画

### ① 住宅供給に関する基本計画立案

住宅の供給については、高齢者・障害者にも配慮した住宅の整備も含め、民間の住宅ストックや民間活力の利用や、公営住宅等の建設、建て替えについては、市民の意向や地域の活性化などにも配慮した基本計画を立案します。

### ② 災害に備えた住宅環境づくりの推進

近い将来、高い確率で発生が予想される南海地震に備えるため、昭和56年以前に建設された住宅等の耐震化など災害に強い住宅環境づくりを推進します。

### ③ 民間宅地開発への指導

住宅環境をより魅力あるものとするため、民間宅地開発についても適切な指導に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 住宅供給に関する基本計画策定【①】
- 社会資本整備総合交付金事業（平成22年度以降）
  - －内訳－
  - ・公営住宅整備事業（建替）（平成23年度以降）【①、②】
  - ・公営住宅ストック総合改善事業（修繕）（平成26年度以降）【①、②】
  - ・改良住宅建替事業（建替）（平成23年度以降）【②】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 社会資本総合整備計画（地域住宅支援）（高知県・平成22年度～平成26年度）
- 宿毛市公営住宅等長寿命化計画（平成21年度～平成30年度）

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：企画課、建設課

## 道路

### 現況と課題

道路は、社会、経済、生活の基盤として人の移動や物流を担う交通機関とまちづくりの骨格を成す重要な役割を担っています。地域産業の円滑な物流活動や市民の安全で快適な生活環境を確保するために、地域の実情に配慮しながら、災害に強い道路整備を目指し、計画的に整備促進を図る必要があります。

今後は、一般国道56号中村宿毛道路の早期完成を図り、地域の主要幹線である国道・県道の整備促進に努める必要があります。

また、市道についても劣化した路線が多く、維持管理を積極的に取り組む必要があります。

道路整備の状況

(単位：m、%)

| 区分 | 路線数 | 実延長     | 改良済     |       | 舗装済     |       |
|----|-----|---------|---------|-------|---------|-------|
|    |     |         | 延長      | 比率    | 延長      | 比率    |
| 国道 | 2   | 29,962  | 29,962  | 100.0 | 29,962  | 100.0 |
| 県道 | 9   | 79,540  | 56,194  | 70.6  | 78,425  | 98.6  |
| 市道 | 763 | 375,812 | 186,329 | 49.6  | 350,046 | 93.1  |
| 合計 | 774 | 485,314 | 272,485 | 56.1  | 458,433 | 97.2  |

平成22年4月末現在

### 基本方針

地域産業の円滑な物流活動や、市民の安全で快適な生活環境を確保するために、高規格道路を含む道路の整備を促進し、市道については適切な維持管理を行ない既存施設の延命化を推進します。



## 計 画

### ① 四国横断自動車道整備促進

四国横断自動車道の予定路線である宿毛～内海ルートについては、地方の実情に即した整備規格の導入検討を含め、事業化に向け積極的な取り組みを行い整備を促進します。

### ② 一般国道、県道の整備促進

国道、県道については、管理者である国土交通省や高知県と連携を強化し、一般国道56号中村宿毛道路の早期完成や、自歩道改良や1.5車線の改良等による整備を促進します。

### ③ 市道の整備・延命化の推進

市道については、安全で快適な道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理を行ない既存施設の延命化を推進します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 一般国道56号中村宿毛道路整備事業（国土交通省、平成元年度～20年代中ごろ）【①】
- 社会資本整備総合交付金事業（平成22年度以降）【③】
- 市道新設改良事業（毎年）【③】
- 市道維持管理事業（毎年）【③】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 社会資本整備重点計画（国土交通省、平成20年度～24年度）



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：企画課 | 関係課：建設課

## 港湾

### 現況と課題

宿毛湾港池島（新港）地区は、昭和61年6月の重要港湾指定以来、港湾施設整備が進められ、平成12年12月には大型岸壁や埠頭用地が暫定的に供用開始するとともに、平成13年度からは背後の宿毛湾港工業流通団地の分譲も開始されました。平成19年12月には、造船会社2社（1グループ）が進出し、両社で12haの用地を取得しています。平成21年度には、池島地区第一防波堤が完成し、同年、池島地区第二防波堤の整備が開始され、静穏度が確保された円滑な港湾荷役が可能な港湾となることが期待されています。

港湾利用は、現在は貨物船の定期利用がないものの、年間平均4隻程度の大型旅客船の寄港が定着しています。平成21年度には貨物や客船旅客を受け入れる港湾上屋兼多目的交流施設「すくも84マリンターミナル」を整備しました。今後は、貨物船の定期利用や大型旅客船寄港拡大のため、一層のポートセールスが必要となっています。

また、宿毛湾港片島地区においては、平成18年度に「みなとオアシス」として登録され、賑わいのあるみなとまちの活性化・再生を促進する取り組みを実施しており、今後も港湾周辺における交流人口拡大策が求められています。

客船寄港数の推移

| 年度     | 隻数 | 年度     | 隻数 |
|--------|----|--------|----|
| 平成11年度 | 4  | 平成17年度 | 4  |
| 平成12年度 | 2  | 平成18年度 | 4  |
| 平成13年度 | 3  | 平成19年度 | 4  |
| 平成14年度 | 1  | 平成20年度 | 4  |
| 平成15年度 | 2  | 平成21年度 | 3  |
| 平成16年度 | 5  | 平成22年度 | 2  |

※平成21年度 台風によるクルーズのコース変更1、悪天候による抜港1あり

※平成22年度 東日本大震災によるクルーズ中止1あり

### 基本方針

池島（新港）地区においては、港内静穏度の確保された、安全な荷役の出来る港湾とするため、第二防波堤の整備を促進します。

地域産業振興のため、貨物船や大型旅客船の寄港誘致のポートセールスを推進します。

港湾周辺における交流人口拡大のため、「みなとオアシス」のイベントや、「すくも84マリンターミナル」を活用した定期的な取り組みを促進します。



## 計 画

### ① 港湾施設の整備促進

国土交通省や高知県と協力しながら、第二防波堤の整備や背後地の港湾緑地などの環境整備を促進します。

### ② ポートセールスの推進

貨物船や大型旅客船の寄港誘致のポートセールスを推進します。客船誘致については、国内船に加え外国客船についても積極的に取り組みます。

### ③ 災害時復旧拠点機能整備の促進

大規模地震など災害時における復旧支援拠点としての整備と港湾の防災機能の充実を、高知県と連携を図りながら促進します。

### ④ 観光拠点、賑わい空間としての港づくりの推進

交流人口拡大のため、四国西南の観光拠点としての需要に対応した港づくりや、地域住民などが港に親しむことができる賑わいと潤いのある港づくりを推進するとともに、「みなとオアシス」や「すくも84マリナーミナル」における定期的な取り組みを促進します。

## 目標値

客船寄港数

|       | 隻数 |
|-------|----|
| 平成17年 | 4  |
| 平成22年 | 3  |
| 平成27年 | 7  |

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 宿毛湾港池島地区防波堤整備事業（国土交通省、平成21年度以降）【①】
- 宿毛湾港周辺緑地整備事業（高知県、平成10年度以降）【①、③】
- 宿毛湾港耐震バース整備事業（高知県、未定）【③】
- 固定資産税課税免除（優遇措置）（平成13年度以降）【②】
- 各種宿毛湾港利活用促進事業【全般】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 宿毛湾港港湾計画（高知県、平成14年度以降）
- 高知県地域基本計画（企業立地法）（高知県、平成19年度～24年度）
- みなと振興計画（平成20年度～24年度）

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：企画課

## 公共交通

### 現況と課題

公共交通機関は、市民生活や交通弱者の移動手段として、また、地域の活性化を図る上でも重要な役割を担っているため、将来にわたって維持していくことが求められています。

#### ○市営定期船（沖の島－片島航路）

市営定期船（沖の島－片島航路）については、平成21年度における利用者は、前年度と比較して増となったものの、島民の人口減などから、利用増加は厳しい状況となっています。安定的に航路維持を図るための取り組みが求められています。

#### ○土佐くろしお鉄道

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通として通学などの日常活動や観光振興、地域産業、またCO2排出量削減などに重要な役割を果たしており、今後、高齢化社会の進展に伴って、その役割はさらに大きくなります。しかしながら、沿線人口の減少や移動手段の多様化などにより利用者が減少傾向にあり、経営状況は厳しく、鉄道の存続自体が危ぶまれる状況にあります。今後においても鉄道を存続させるためには、抜本的対策を講じていく必要があります。行政の財政支援はもとより、新たな利用促進の取り組みが求められています。

#### ○バス路線

バス路線についても、鉄道と同様に地域人口の減少や移動手段の多様化などにより利用者の減少が続いているところであり、利用促進の取り組みが求められています。

#### ○宿毛佐伯航路（フェリー航路）

宿毛佐伯航路については、燃料費の高騰や景気低迷の影響を受け、旅客数及び貨物量の減少傾向が続き、厳しい運営状況が続いています。本航路は、四国と九州を結ぶ海の国道として重要な航路であることから、航路維持と経営安定のために、幡多6カ市町村と高知県、大分県により直接的な財政支援を行っています。

▶公共交通機関輸送量の推移については、P121のとおり

### 基本方針

市民生活や、地域活性化を図るために必要な公共交通機関の維持のため、関係機関、住民などと連携を図りながら、利用活性化の取り組みの推進や、必要な財政支援を行うとともに、将来の公共交通体系を見据えた上での今後の公共交通のあり方について、関係機関とともに検討を進めます。



## 計 画

### ① 市営定期船（沖の島－片島航路）の利用者増加策の推進

市営定期船（沖の島－片島航路）については、航路の維持及び安全運航に努めるとともに、観光客等の交流人口拡大による利用促進に取り組みます。

### ② 鉄道、バス利用者増加策の推進

鉄道、バスについては、利用者の増加を図るため、複数の交通体系で一体化した運行ダイヤ調整などでの利便性向上や、住民組織と一体となった取り組みなどを推進します。

### ③ 宿毛佐伯航路（フェリー航路）の支援

フェリー航路の存続を支援するため、九州との地域間交流を推進するとともに、行政として幡多6力市町村をはじめ、高知県、大分県、佐伯市と連携を図り、運航支援を行います。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 公共交通支援各種事業（適宜）【全般】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 高知西南地域公共交通総合連携計画（宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町・四万十町、平成21年度～23年度）
- 宿毛市離島振興計画（平成15年度～24年度）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成22年度～26年度）

公共交通機関輸送量の推移

（単位：人、トン、台）

| 交通機関名                |       | 平成17年   | 平成18年   | 平成19年   | 平成20年   | 平成21年   |
|----------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市営定期船<br>（沖の島－片島航路）  | 旅客    | 21,955  | 20,777  | 22,335  | 20,029  | 22,213  |
|                      | 貨物    | 1,650   | 1,576   | 1,499   | 1,387   | 1,457   |
| 土佐くろしお鉄道<br>（中村・宿毛線） | 旅客    | 921,613 | 868,930 | 782,969 | 761,297 | 718,106 |
| 宿毛佐伯航路<br>（フェリー航路）   | 旅客    | 79,279  | 74,696  | 74,754  | 69,776  | 63,381  |
|                      | バス    | 603     | 452     | 419     | 402     | 350     |
|                      | トラック  | 7,345   | 8,187   | 8,455   | 7,597   | 5,981   |
|                      | 乗用車   | 18,599  | 18,152  | 18,375  | 16,851  | 16,154  |
|                      | 二輪自動車 | 772     | 723     | 893     | 823     | 844     |
| 高知西南交通（バス）           | 旅客    | —       | 194,425 | 93,623  | 100,681 | 94,518  |
| 宇和島自動車（バス）           | 旅客    | 323,775 | 301,212 | 281,524 | 228,038 | 193,346 |

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：水道課

## 上水道

### 現況と課題

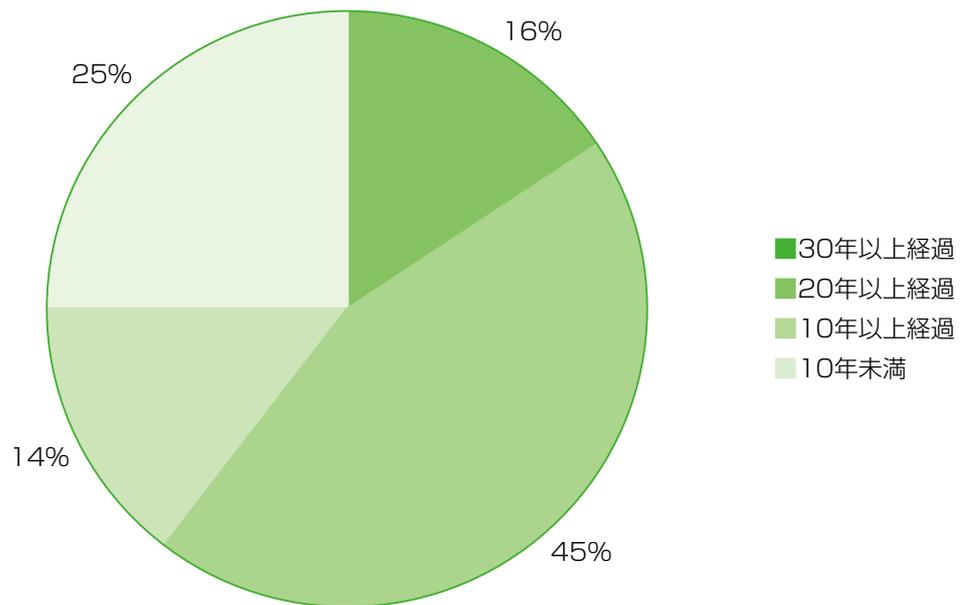
本市の水道施設は、松田川水系の良質で豊富な地下水など、恵まれた自然環境のもと、上水道施設2、簡易水道施設5、飲料水供給施設3の計10施設で水道水の安定供給を行っています。

現在、安全な水を安定的に供給するため、老朽化した管路施設の更新を進めています。

今後も、水道施設の老朽化が進行していくことから、定期的に有収率を確認し、老朽管の更新を計画的に進めていく必要があります。

▶水道施設の概要については、P123のとおり

水道管経過年数割合



### 基本方針

震災等の災害に強い水道施設の構築及び良質で安全な水の安定供給のため、計画的な整備・更新や水道施設の整備統合を推進します。



## 計 画

### ① 水道施設の計画的な整備推進

各水道施設の、計画的な整備と老朽化した施設の更新を実施します。

### ② 簡易水道の統合推進

簡易水道施設については、簡易水道統合計画に基づき統合を進めます。

#### 目標値

有収率（※）（％）

|       | 数値 |
|-------|----|
| 平成17年 | 74 |
| 平成22年 | 74 |
| 平成27年 | 85 |

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 老朽管更新事業（毎年）【①】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 簡易水道統合計画（平成21年度～平成28年度）

水道施設の概要

| 施設箇所 |            | 区分 | 計画給水人口(人) | 現在給水人口(人) | 現在給水戸数(戸) | 計画1日最大給水量(m <sup>3</sup> ) | 計画1日平均使用水量(m <sup>3</sup> ) |
|------|------------|----|-----------|-----------|-----------|----------------------------|-----------------------------|
| 上水   | 宿毛上水道      |    | 23,000    | 13,623    | 6,041     | 17,500                     | 7,364                       |
|      | 東部広域簡易水道   |    | 10,000    | 5,159     | 2,247     | 6,919                      | 3,301                       |
| 簡水   | 小筑紫簡易水道    |    | 5,000     | 2,493     | 1,159     | 1,500                      | 1,030                       |
|      | 北部簡易水道     |    | 1,000     | 849       | 351       | 320                        | 305                         |
|      | 山北簡易水道     |    | 160       | 131       | 52        | 40                         | 31                          |
|      | 沖の島簡易水道    |    | 210       | 213       | 122       | 105                        | 58                          |
|      | 鵜来島簡易水道    |    | 101       | 50        | 28        | 34                         | 16                          |
| 飲供   | 小三原飲料水供給施設 |    | 65        | 40        | 24        | 20                         | 10                          |
|      | 石原飲料水供給施設  |    | 82        | 54        | 25        | 25                         | 14                          |
|      | 長浜飲料水供給施設  |    | 100       | 20        | 9         | 30                         | 6                           |
| 合計   |            |    | 39,718    | 22,632    | 10,058    | 26,493                     | 12,135                      |

平成22年9月末現在

※有収率：水源から取水した水量と、蛇口から出た水量の比率。

目標：3 | 大綱：7 | 主務課：水道課

## 下水道

### 現況と課題

本市の下水道は、従来は、浸水防除を目的として整備を進めてきました。近年は、生活様式の変化などにより河川、海域の汚濁が進み、農業、水産業への影響や環境の悪化が深刻な問題となっています。

このため、河川、海域など公共用水域を水質汚濁から守るとともに、生活環境の向上を図る必要性から、平成元年度には「宿毛市公共下水道基本計画」を策定し、平成4年度から本格的な下水道事業に着手し、平成14年3月には「宿毛クリーンセンター」の供用も開始されました。

集落排水整備は、農村部の二ノ宮地区においては平成6年度に、漁村部の大海地区では平成7年度から事業着手し、二ノ宮地区は平成10年4月、大海地区は平成11年4月にそれぞれ供用開始をしています。

今後も、公共下水道や集落排水事業の経営の健全化を図るため、加入促進を積極的に行う必要があります。

また、市街地の浸水防除を目的に整備された宿毛ポンプ場（昭和56年完成）の老朽化が著しいため、施設の長寿命化を図る必要があります。

▶公共下水道基本計画の概要については、P126のとおり

### 基本方針

汚水対策については、公共下水道、集落排水事業の加入促進を図り、下水道による生活環境の改善、公共用水域の保全及び都市生活環境の向上を図ります。

雨水対策については、老朽化した宿毛ポンプ場の長寿命化を図り、大雨による浸水被害から市民の生命や財産を守ります。



## 計 画

### ① 加入世帯増加策の推進

戸別訪問やPRパンフレットの配布により、加入世帯の促進に努めます。

### ② 施設延命化の推進

下水道長寿命化対策事業により宿毛ポンプ場の施設延命化を推進します。

## 目標値

|       | ①加入率(※)(%) | ②整備ポンプ数 |
|-------|------------|---------|
| 平成17年 | 46         | —       |
| 平成22年 | 55         | 1       |
| 平成27年 | 70         | 5       |

※加入率：下水道及び集落排水の加入率

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 下水道長寿命化対策事業（平成22年度～26年度）【②】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市公共下水道基本計画



公共下水道基本計画の概要

| 項目                      |             | 全体計画   |        |        | 事業計画<br>(事業認可区域) |    |       |
|-------------------------|-------------|--------|--------|--------|------------------|----|-------|
| 目標年次                    |             | —      |        |        | 平成24年            |    |       |
| 面積(ha)                  |             | 424    |        |        | 166              |    |       |
| 計画人口(人)                 |             | 20,000 |        |        | 9,880            |    |       |
| 基礎生活污水量(ℓ/人・日)          |             | 280    |        |        | 280              |    |       |
| 営業用水率(%)                |             | 40     |        |        | 40               |    |       |
| 生活污水量<br>原単位<br>(ℓ/人・日) | 1人1日平均汚水量   | 390    |        |        | 390              |    |       |
|                         | 1人1日最大汚水量   | 520    |        |        | 520              |    |       |
|                         | 1人1日時間最大量   | 780    |        |        | 780              |    |       |
|                         | 計画1人1日平均汚水量 | 440    |        |        | 440              |    |       |
|                         | 計画1人1日最大汚水量 | 570    |        |        | 570              |    |       |
|                         | 計画1人1日時間最大量 | 830    |        |        | 830              |    |       |
| 工業団地の<br>工場排水量          | 日平均(m³/日)   | 5,710  |        |        | —                |    |       |
|                         | 日最大(m³/日)   | 5,710  |        |        | —                |    |       |
|                         | 時間最大(m³/日)  | 11,420 |        |        | —                |    |       |
| 総合汚水量                   |             | 家庭     | 工場     | 合計     | 家庭               | 工場 | 合計    |
|                         | 日平均(m³/日)   | 8,800  | 5,710  | 14,510 | 4,347            | —  | 4,347 |
|                         | 日最大(m³/日)   | 11,400 | 5,710  | 17,110 | 5,632            | —  | 5,632 |
|                         | 時間最大(m³/日)  | 16,600 | 11,420 | 28,020 | 8,200            | —  | 8,200 |
| 排除方法                    |             | 分流式    |        |        | 分流式              |    |       |



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：企画課

## 情報通信基盤

### 現況と課題

情報通信技術の進歩は日々進んでおり、当市においては、これまで、都市部との情報格差を是正するため第三セクター西南地域ネットワーク㈱（SWANTV）によるケーブルテレビ事業、行政事務の効率化のための市内LANの整備や、行政システムの導入を図ってきました。

また、近年では、地上デジタル放送への対応や、ブロードバンドゼロ地域の解消、携帯基地局の整備等市民生活に直結した情報化施策の事業の推進により、市内の大部分において情報通信基盤の整備は完了していますが、山間部等においては投資コスト面から情報通信環境が十分ではない地域が残されています。

情報通信技術は、加速度を増して進歩していくことが想定され、今後も、時代に応じた市民ニーズを反映し情報化施策を推進していきます。

#### 1 ブロードバンドゼロ地域の状況

|             | 世帯数（戸） | 人口（人）  |
|-------------|--------|--------|
| 宿毛市全体       | 10,209 | 22,953 |
| ブロードバンドゼロ地域 | 26     | 55     |
| 割合          | 0.25%  | 0.24%  |

住民基本台帳 平成22年9月30日現在

#### 2 テレビ難視聴対策工事実績

| 年度     | 地区名          | 組合名         |
|--------|--------------|-------------|
| 平成16年度 | 宿毛市橋上町楠山地区   | 楠山共聴組合      |
| 平成16年度 | 宿毛市小筑紫町舟ノ川地区 | 舟ノ川共聴組合     |
| 平成16年度 | 宿毛市沖の島町古屋野地区 | 古屋野共聴組合     |
| 平成20年度 | 宿毛市橋上町日平地区   | 日平地区テレビ共聴組合 |
| 平成21年度 | 宿毛市橋上町楠山地区   | 楠山共聴組合      |
| 平成22年度 | 宿毛市小筑紫町舟ノ川地区 | 舟ノ川共聴組合     |

### 基本方針

電子自治体の実現や、市民のIT利活用の推進のため、ケーブルテレビなどの情報ネットワークを活用し、市民の情報ニーズに応えるとともに、情報基盤を活用した地域産業の育成・活性化を図り、情報格差の是正に努めます。



## 計 画

### ① 携帯電話基地局の整備推進

市民生活の向上のため携帯電話基地局の整備を推進します。

### ② 行政システムの更新

行政事務の効率化及び行政コスト削減のため、行政システムを更新します。

### ③ 情報通信技術を活用した行政情報の提供の充実

情報通信技術を活用した行政情報の提供に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### [具体的事業・施策] 【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 携帯基地局整備事業（適宜）【①】
- テレビ難視聴対策事業（適宜）【①】
- 行政システム等の更新（適宜）【②】
- ホームページ、行政番組の充実（適宜）【③】

### [関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市地域情報化計画（平成21年度）
- 宿毛市テレポート構想（平成13年度～18年度、毎年推進状況報告あり）
- 宿毛市離島振興計画（平成15年度～24年度）



目標：3 | 大綱：7 | 主務課：建設課

## 公共施設

### 現況と課題

市内の公園や庁舎などの建物は、昭和60年以前に整備、建設されたものが多く、築後25年が経過して、老朽化が進んでいる状況です。

建物については、耐震性に問題のあるものが多く、近い将来発生が予想されている南海地震での倒壊や、被災後の緊急避難場所となっている施設では、その機能の確保が課題となっています。

公園などに設置してあるトイレなどの利便施設や遊具などは、適宜、老朽化対策や更新を図っているところですが、市財政再建期間中であり、優先度の高いものから順次整備を進めているところです。

全施設を一斉に対策を施すことは困難な状況ですが、順次整備を行っていく必要があります。

#### 公園の状況

| 名称            | 位置                | 整備年度   |
|---------------|-------------------|--------|
| 宿毛運動公園        | 宿毛市大深浦131番        | 昭和47年度 |
| 三浦街区公園        | 宿毛市中央五丁目2385番4    | 昭和49年度 |
| 春長街区公園        | 宿毛市桜町2番9          | 昭和50年度 |
| 本町街区公園        | 宿毛市中央二丁目7番6       | 昭和45年度 |
| 西谷街区公園        | 宿毛市桜町9番1          | 昭和51年度 |
| 西町街区公園        | 宿毛市西町二丁目10番76     | 昭和58年度 |
| 平田公園          | 宿毛市平田町戸内3386番1    | 平成8年度  |
| 西町公園          | 宿毛市西町五丁目592番9     | 平成8年度  |
| 宿毛市総合運動公園     | 宿毛市山奈町芳奈4024番地    | 平成13年度 |
| 咸陽島公園         | 宿毛市大島378番         | 昭和32年度 |
| すくもサニーサイドパーク  | 宿毛市小筑紫町田ノ浦1244番10 | 平成3年度  |
| 宿毛市中筋川ダムサイト公園 | 宿毛市平田町黒川5312番12   | 平成8年度  |
| 小野梓記念公園       | 宿毛市中央五丁目2619番2    | 平成15年度 |
| 寺尾農村公園        | 宿毛市平田町戸内392番      | 平成元年度  |
| 黒川農村公園        | 宿毛市平田町黒川3780番1    | 昭和57年度 |
| 芳奈農村公園        | 宿毛市山奈町芳奈3596番1    | 昭和60年度 |
| 山田下農村公園       | 宿毛市山奈町山田1131番     | 昭和62年度 |
| 山田上農村公園       | 宿毛市山奈町山田2911番1    | 昭和50年度 |
| 日平農村公園        | 宿毛市橋上町楠山580番      | 平成14年度 |



## 基本方針

災害発生時の災害復旧拠点の確保や、安全な公共施設利用のため、市財政状況とバランスを取りつつ、優先順位の高い施設から順次整備を図っていくとともに、老朽化状況の把握と、低コストでの対策の検討を進めていきます。

## 計画

### ① 優先順位の高い施設の老朽化対策実施

利用上や安全性に問題のある施設については、早急に対策を講じます。

### ② 優先順位付けと老朽化対策工法の検討

老朽化状況の把握と、低コストでの老朽化対策工法の検討を進めます。

### ③ 地元産材の活用推進

公共施設の整備・再建にあたっては、地元産材の活用に努めます。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

●社会資本整備総合交付金事業（平成22年度以降）【全般】

**【関連計画名（国・県・市）】**

特にありません。



目標：4 | 大綱：8 | 主務課：企画課 | 関係課：総務課

## 市民参加・広報

### 現況と課題

地域づくり、まちづくりは、市民が主体的に参加し、行政と協働のもとに進めていく必要があります。現在は、各地域で市民が主体となって実践されている集落活動等や商店街の振興の取り組みに対する支援や、広報紙などを通じた情報提供や各種相談窓口を設置しています。

公正で開かれた市政と、市民の創意と意思が反映された地域づくり、まちづくりに取り組むためには、行政が持ち得る情報について、情報公開・個人情報保護制度を適正に運用し、市民に対する説明責任を果たしながら、積極的に市民に提供し、市民と行政の信頼関係を確立する必要があります。

### 基本方針

市民と行政が協働でまちづくり、開かれた市政を行うため、「広報すくも」やホームページ、ケーブルテレビ、「市民の窓」の設置などにより、情報公開・個人情報保護制度を適正に運用し、広報広聴活動や情報の充実を図りながら積極的な提供を推進します。





## 計 画

### ① 広報広聴体制の充実

「広報すくも」やホームページ、ケーブルテレビの行政チャンネルなどの情報媒体の活用などにより、合理的でわかりやすい行政情報の提供に努め、「市民の窓」の設置やパブリックコメント制度の積極的な導入による広報広聴体制の充実を推進します。

### ② 情報公開・個人情報保護制度の遵守

開かれたまちづくり・市政のため、市民と行政が行政情報を共有できるよう、情報公開・個人情報保護制度を遵守し、情報提供を推進します。

### ③ 市民活動等の支援

各地区で市民が主体となって実践されている集落活動等や商店街の振興の取り組みを支援します。

## 目標値

今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 「広報すくも」の発行（毎月）【①】
- 市役所ホームページ整備・運営（適宜）【①】
- ケーブルテレビによる行政番組の発信（適宜）【①】
- 「市民の窓」の設置【①】
- パブリックコメント制度の導入【①】
- 条例・施行規則に基づいた積極的な行政情報や本人への個人情報の公開及び「広報すくも」に開示状況の公表（適宜）【②】

### 【関連計画名（国・県・市）】

特にありません。

目標：4 | 大綱：8 | 主務課：総務課 | 関係課：企画課、環境課

## 行財政運営

### 現況と課題

本市では、平成22年度に新たな「宿毛市行政改革大綱」及び「改革プラン」を策定し、引き続き、事務事業の見直しや組織・機構の見直しをはじめ、業務の民間委託など、簡素で効率的な行財政運営と市民サービスの向上を目指し、鋭意取り組みを進めています。

しかしながら、全国的に景気浮揚の兆しが見えない中、本市の行財政を取り巻く情勢についても、長引く不況や国の三位一体改革の影響などにより依然として厳しい状況が続いており、一方で、少子高齢化の到来や市民の価値観の多様化により、新たな行政需要への対応が求められるとともに、地方分権の進展に伴い、「自己決定」、「自己責任」による経営能力も求められています。

こうした現状を踏まえ、今後においても、健全財政を維持しながら市民サービスの向上を図っていくためには、民間の経営感覚を積極的に取り入れる中で、指定管理者制度の活用や業務の民間委託などを積極的に推進し、引き続き、行政のスリム化に努めるとともに、事務事業の執行にあたっては、優先度や必要性等を見極めながら、歳出の削減や自主財源の確保等にも努め、更なる行財政改革を推進する必要があります。

なお、土地開発公社については、市の進める公共事業用地を取得する目的で設立され、本市のまちづくりの大きな役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化などによる公共事業の削減、市の財政状況の変化による事業の見直しなどにより、現在は土地開発公社による用地の先行取得は行っていません。

### 基本方針

より一層の効率的な行財政運営のため、平成22年度を初年度とする新たな「宿毛市行政改革大綱」及びその実施計画である「改革プラン」の実施に努め、職員の資質向上も図りながら、市役所組織の合理化や民間委託を推進します。



## 計 画

### ① 「PDCA」サイクルに基づく効率的な事業実施の推進

計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒見直し（Action）のサイクルに基づき、事務事業を見直し、的確な優先順位付けを行いながら、効率的、効果的な事業の実施を推進します。

### ② 市役所組織の合理化の推進

市民サービスの向上と事務事業の円滑な遂行のため、簡素で効率的な市役所の組織・機構の合理化・構築を推進します。

### ③ 公社業務の見直し

土地開発公社については、設立の所期の目的、使命は終わったものと考え、廃止の方向性について引き続き検討を行います。清掃公社については、組織、業務内容について常に見直しを行います。

### ④ 民間委託の推進

行政と民間が競合している分野や民間でも可能な業務については、指定管理者制度の活用等、積極的に民間委託を推進します。

### ⑤ 第三セクターへの指導充実

地域振興等を目的に行政と企業が共同出資をして設立した第三セクターについては、市の財政運営に少なからず影響を与えていることから、経営基盤の安定化に向けて必要な指導を行います。

### ⑥ 職員の資質向上

行政需要等を勘案しながら、適正な職員の配置・定員管理に努めるとともに、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

### ⑦ 財政の健全化

分権型社会の中で、自立した行財政運営を確立するため、経費全般にわたる徹底的な見直しや自主財源の確保に努めるなど、財政の健全化を図ります。

### ⑧ 市民主体の市政運営

市民サービスの向上と市民が行政や地域社会へ参画できる市政運営のため、情報化の推進と積極的な情報公開に努めます。

## 目標値

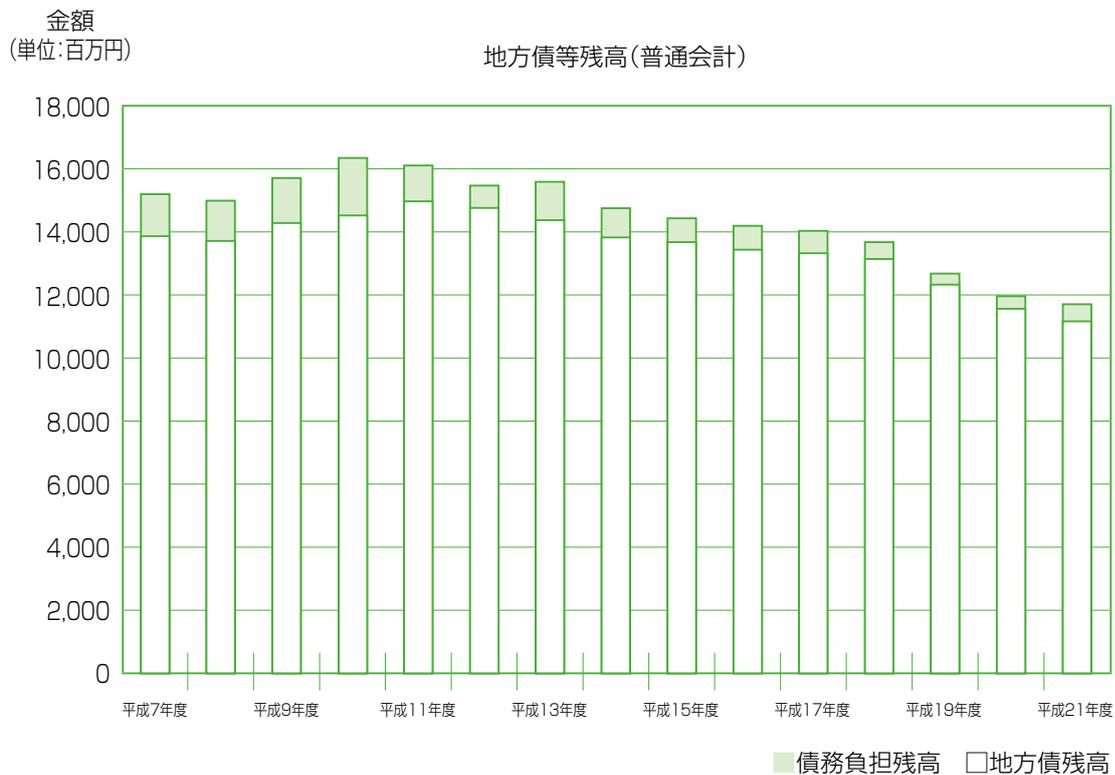
今後の達成度確認の時点に指標を設定し達成度合いを検証する予定。

**【具体的事業・施策】**【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 当初予算編成時の事務事業の見直し（毎年）【①】
- 適切な組織・機構の改編（毎年）【②】
- 社会体育施設、特別養護老人ホームの指定管理者制度の導入の検討（適宜）【④】
- 適正な職員配置及び定員管理の適正化（毎年）【②～④】
- 職員研修実施（適宜）【⑥】
- 事業・事務経費見直し（毎年）【①、③、④、⑦】
- 補助金制度の有効活用（毎年）【⑤、⑦】
- 各種納付金の徴収率の向上【⑦】

**【関連計画名（国・県・市）】**

- 宿毛市行政改革大綱、改革プラン（平成22年度～26年度）





人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”

目標：4 | 大綱：8 | 主務課：企画課

## 広域行政・関係機関連携

### 現況と課題

社会情勢の進展等により、これまでの単独の自治体による行政サービスは、変換期を迎えており、当市においても下記の事業について一部事務組合において行政サービスを広域で取り組んでいます。

また、平成22年には宿毛市と四万十市で、国の定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行い、周辺市町村と様々な取り組みを行うこととなっています。

地方分権の推進等における地方自治体を取り巻く環境の変化に対応していくため、今後も他市町村と連携しながら市民サービスの向上を目指していきます。

宿毛市の関係する一部事務組合の一覧

| 組合名                          | 処理する事務                                  |
|------------------------------|---|
| 幡多広域市町村圏事務組合                 | 市町村税等の徴収及び滞納整理に関する事務、<br>廃棄物処理施設の管理運営など |
| 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町<br>篠山小中学校組合 | 篠山小学校、篠山中学校の教育事務                        |
| 幡多西部消防組合                     | 消防事務・し尿処理施設の設置、管理、運営                    |
| 高知県市町村総合事務組合                 | 非常勤消防団員の公務災害等の事務など                      |

### 基本方針

地方分権の流れの中で、各市町村の独自性を発揮しなければならない分野と広域で統一的にできる分野とに選別し、より効率的な行政サービスの実現のため、広域行政の取り組みを推進し、広域圏の総合的な発展を視野にいれ、連携した地域づくりに努めます。



## 計 画

### ① 関連ビジョン・計画に沿った事業推進

幡多広域市町村圏事務組合実施計画、定住自立圏共生ビジョン等に沿った事業を推進します。

### ② 関係機関との密接な連携

必要に応じて、国や県、大学などの研究機関、各種NPOなどの関係機関とも密接に連携し、総合的な地域の発展を推進します。

## 目標値

永続的な取り組みであり、数値化が困難なことから設定しません。

### 【具体的事業・施策】【○数字は上記計画の箇条書きとの関連を示す】

- 各「一部事務組合」関係事業【①】

### 【関連計画名（国・県・市）】

- 幡多広域市町村圏事務組合実施計画（平成20年度～22年度）
- 高知県西南地方拠点都市地域基本計画（平成18年度～27年度）
- 定住自立圏共生ビジョン（平成22年度～26年度）

人が輝き、自然がほほえむ元気都市“すくも”

# 資料



## 宿毛市振興計画（基本構想）策定の経過

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 平成22年 10月18日 | 第1回宿毛市総合開発計画基本構想策定委員会 |
| 平成22年 12月7日  | 第1回宿毛市政策審議会           |
| 平成22年 12月21日 | 第2回宿毛市政策審議会（諮問）       |
| 平成23年 2月21日  | 第3回宿毛市政策審議会（答申）       |
| 平成23年 3月18日  | 議会議決                  |

構想期間 平成23年～平成32年

## 宿毛市政策審議会委員

| 所 属                        | 職 名                            | 氏 名    | 備 考 |
|----------------------------|--------------------------------|--------|-----|
| (1号委員)<br>知識経験者            | 魚と山の空間生態研究所                    | 山下 慎吾  |     |
|                            | NPO黒潮実感センター センター長              | 神田 優   |     |
|                            | 高知西南中核工業団地工場長会 会長              | 伊与田 卓憲 |     |
|                            | (株)くりはら 専務取締役                  | 三松 義高  |     |
|                            |                                | 小海 苗実  |     |
| (2号委員)<br>公共的団体の<br>役員及び職員 | J A高知はた宿毛支所 共済課<br>ライフアドバイザー係長 | 中平 武典  |     |
|                            | すくも湾漁業協同組合 企画総務課長              | 稲田 浩之  |     |
|                            | 宿毛市森林組合 林業課長兼造林係長              | 今城 京助  |     |
|                            | 宿毛商工会議所 青年部 顧問                 | 吉村 義文  |     |
|                            | (社)宿毛青年会議所 理事長                 | 栗村 卓矢  |     |
|                            | (社)宿毛市観光協会 専務理事                | 原田 秀明  |     |
|                            | (福)宿毛市社会福祉協議会 事務局長             | 中平 佳宏  |     |
|                            | 宿毛市地区長連合会 会長                   | 森 景信   |     |
|                            | 宿毛市連合婦人会 会計                    | 高倉 真弓  |     |
|                            | 幡多けんみん病院 事務部長                  | 倉橋 功次  |     |



## 宿毛市民憲章

みどりの宝庫篠山連峰、清流の松田川、青い海に珊瑚礁の映える沖の島、資源豊かな宿毛湾、私たちはこの美しい自然と先人ののこされた薫り高い文化と伝統を受けついでいます。

私たちは、この郷土に住むことに誇りと喜びを感じ、子どもに夢を、青少年に希望を、おとしよりに安らぎをあたえる明るく豊かな理想のまちをきずくためにこの憲章を定めます。

私たち宿毛市民は、

- 1 環境をととのえ、花や緑を育て、住みよい家庭とまちをきずきましょう。
- 1 きまりを守り、健康で働き、明るい家庭とまちをきずきましょう。
- 1 善意をひろめ、ひとりひとりを大切に、平和な家庭とまちをきずきましょう。
- 1 教養を高め、文化と産業を興し、豊かな家庭とまちをきずきましょう。
- 1 進取の気風を養い、創意と工夫で楽しい家庭とまちをきずきましょう。

宿毛市振興計画

人が輝き、  
自然がほほえむ元気都市“すくも”

▶発行 行／高知県宿毛市  
〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号  
TEL(0880)63-1111 FAX(0880)63-0174

▶発行日／平成23年4月  
<http://www.city.sukumo.kochi.jp/>